

平成20年第3回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成20年9月8日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

1. 議事日程

議事日程第3号

平成20年9月8日(月曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(岩佐康三君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、3番西村重之君。

[3番西村重之君登壇]

3番(西村重之君) 皆さんおはようございます。1番通告西村重之でございます。それでは、通告順に従いまして、1点目、旧利根中学校の跡地の利活用のその後の進捗状況について、2点目に、小学校、中学校における大地震への対応について、3点目に、財政健全化基準に基づく4指標について、4点目、旧利根中学校ほか校舎内の備品整理の進捗状況について、以上4点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、1点目の旧利根中学校跡地の利用活用、その後の進捗状況について。

利根町歳入確保の足がかりとなる場外馬券売り場は、住民への説明もないまま誘致中止・撤回の請願が6月の定例会において採択され、白紙となる。町長は、定例議会終了後の6月16日に記者会見において、跡地の高度利用のため用途変更は予定どおり進め、広く企業に周知しながら計画を押し進めていきたいと述べられています。広く企業に周知しながらと言われてはいますが、周知するのにどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

その後、具体的な施策については、都市計画マスターの見直しと、用途地域変更の作業に入っていると思います。平成21年3月までに茨城県都市計画審議会において都市計画区

域内の用途地域見直しの決定を願い、手続終了後、旧利根中学校を初めとする町内の土地の高度利用を図り、利根町再生のまちづくりが可能と聞いています。その後の利活用に関する進捗状況についてお伺いします。

次に、2点目の小学校、中学校における大地震への対応について。

去る5月12日発生の中四国地方の大地震は被災者約10万人を出し、学校施設の倒壊等で亡くなった子供たちや、家族を失った児童生徒たちを思うと胸が痛みます。元気に生き延びた子供たちのこれからの人生が、幸せであってほしいと願うばかりです。近年、国内外において大地震が頻繁に多発し、尊い命が奪われています。日本は、いつ大地震が発生してもおかしくないと言われていています。過去のつらい経験をこれからの生活に生かす必要があります。町内の子供たちの安全を守るために、子供たちと教職員が地震を含む災害に対する認識と理解が必要と考えます。また、校内の耐震未整備校舎等も含めた対応についてお伺いしたいと思います。

次に、3点目の財政健全化基準に基づく4指標について。

自治体財政健全化法に基づき平成19年度決算から公表が義務づけられ、4指標、一つ目に、一般会計、特別会計の赤字の規模を示す実質赤字比率、二つ目に、公営事業会計の赤字を含めた連結実質赤字比率、三つ目に、一般会計、特別会計、公営事業会計の借金返済額の割合を示す実質公債比率、四つ目に、土地開発公社などの債務負担を含めた将来負担比率の数値を、茨城県及び近隣の牛久市が公表しました。いずれも基準はクリアしたが財政は大変厳しい状況であり、今後も財政改革を進めると言っています。そこで、利根町の4指標項目の結果と財政状況及び今後の対応についてお伺いします。

最後の4点目になります。旧利根中学校ほか校舎内の備品整理の進捗状況について。

旧利根中学校は閉鎖後1年数カ月経過しております。この間において、外部からの侵入で施設の破壊等が、まだ続いていると聞いております。この4月に統合されました旧布川小学校、東文間小学校はどうなっているのか、これらもお聞きしたいと思います。

6月の定例会議において質問いたしました校舎内に保管というか、放置されている備品の整理等の進捗状況についてお伺いしたいと思います。また、ことし閉校となった小学校においても、同様、お伺いしたいと思います。

以上4点の質問に対して、内容のある答弁をお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 西村重之君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。それでは、西村議員の質問にお答えをしてみたいです。

まず、旧利根中跡地の利活用のその後の進捗状況についての事項から答弁をいたします。現在の旧利根中学校跡地の用途地域を申し上げますと、これは、第1種中高層住居専用

地域でございまして、フレッシュタウンの方にあるグラウンドは第1種低層住居専用地域となっております。ですから、この二つの土地をさらに高度利用が図れるように用途を変更するため、今現在、土地計画マスタープランの見直しを進めているところでございます。

そして、まずは、これらの整備が整った時期を見計らって、インターネット等を活用して広く情報を発信して、その跡地を利用したい、また、進出したい、また、そういった希望がある事業者を広く募っていきたいというふうに考えております。

利根町は首都圏整備法の規定によりまして近郊整備地帯に指定されております。この用途変更地域の決定権は、茨城県知事の権限でございまして。本町の意向に沿った用途地域変更が必ずしも行われぬことも想定されますけれども、都市計画プランの見直し作業を進め、本町の意向にできるだけ沿った高度利用が図れるように、いろいろと努力していききたいというふうに考えておるところでございまして。

次に、小中学校における大地震の対応等につきましては、これは教育委員会の方から答弁をさせます。

次に、3点目の財政健全化新基準に基づく4指標についてでございます。

健全化判断比率の結果と今後の対策というようなことでございましてけれども、既に皆様方には通知してあるかと思っておりますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率は本町のすべての会計で黒字となっておりますので、比率は算定されません。実質公債比率は、早期健全化比率が25%のところ当町では15.5%であります。また、将来負担率は、早期健全化基準が350%のところ当町では37.6%であります。いずれの指標につきましても、早期健全化基準をクリアしているという状況でございまして。

次に、財政状況と今後の対策ということでございまして、健全化判断比率ではすべてクリアしておりますけれども、県同様に当町の財政状況は大変厳しい状況でございまして。当面は、今年の5月に、4項目21施策を追加いたしました平成21年度までの計画である集中改革プランと平成22年度までの計画であります財政健全化プランの二つのプランに基づきまして、財政改革を進め財政の健全化に取り組んでいく考えでございまして。

四つ目の旧利根中ほか校舎内の備品整理の進捗状況についてお答えいたします。

まず初めに、旧利根中学校校舎の被害状況でございまして、窓ガラスの破損もありませんが、主なものでは、6月5日を含め3回、不法侵入がございまして、水洗トイレの器具や水道の蛇口など、盗難を確認いたしました。旧布川小学校の被害状況は、6月17日のほか2回の不法侵入がありまして、数枚の窓ガラスの破損と水洗トイレの器具などの盗難を確認いたしました。また、旧東文間小学校の被害状況は、5月24日ほか3回の不法侵入がありまして、数枚の窓ガラスの破損と、水道の蛇口、水洗トイレの器具の盗難を確認いたしました。

それぞれの被害につきましては、既に取手警察署に被害届を提出しておりました。対策といたしましては、取手警察署からの助言をいただきまして、旧利根中学校につきまして

は、防火扉を下げまして2階以上の教室には入れないように措置をいたしました。また、学校は職員室、音楽室及び保健室など、特定の部屋に機械警備のセンサーが設置されていますけれども、廊下などには設置されておりませんのでセンサーを移設して、不法侵入があった際には警告音を発するような機器を設置いたしたところでございます。小学校につきましては、まだ荷物等の搬出が行われておりますので、時期を見て防火扉をおろして2階以上に上がれないようにしたいと考えております。

全体的な被害の内容は今申し上げましたように、各学校ごとに申し上げましたけれども、水道等の金属類の盗難が主なものでございます。今後も、取手警察署、警備会社と連携を取りながら、できるだけ被害を防止できるように取り組んでいきたいと考えております。

また、取手警察署におきましては、学校の周辺のパトロールをお願いしているところでございますが、町民の皆様方にも、学校周辺で不審者等を見かけたときには、役場財政課の方にご一報いただけますようお願いをしているところでございます。

また、小学校の跡地につきましては、町民の皆様方から、利活用が決まるまで一部施設を開放してほしいとのご要望がございます。このことなどから、どのような形で、形態で解放できるか、今検討をしている状況でございます。

なお、それぞれの学校の備品の整理状況につきましては、教育委員会から答弁をさせます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 次に、2番目の小中学校における大地震への対応についてお答えいたします。

町内の子供たちの安全を守るために、子供たちと教職員が地震を含む災害に対する認識と理解についてでございますが、各学校では、日常には予想のつかない地震、災害、事件、事故等に対応するために、学校危機管理マニュアルを作成してございます。これをもとに、職員会議等で全職員が共通理解に立って行動できるようにしております。その中で特に、地震、火災、不審者侵入事故等については、各学期に一度、学校行事等の時間に位置づけ、児童生徒の指導に当たり災害に対する理解を深めております。

実際に震度6程度の地震が発生し火災も発生したという想定のもとに、自分の学級から避難経路を通り、迅速に避難場所まで集団行動ができるよう避難訓練を実施しています。生命にかかわるため、児童生徒が真剣な態度で臨むよう行動させます。避難の折には「おかしも」という合言葉を、つまり、押さない、駆けない、しゃべらない、戻らない、これを徹底させまして、集団行動の中で沉着敏捷に、また、協力し合うことの必要性を理解させています。担任は出席簿を持って児童を誘導しますが、担任外の職員も残留児童生徒の確認、戸締り、看護応急処置、そしてまた、場合によっては初期消火活動等、全職員で分

担を決めて活動しています。

また、児童生徒が常日ごろより防災意識を持たせるため、全児童が防災頭巾を用意してございます。普段は座布団として腰かけ等で使用しています。

次に、予告なしの避難訓練を実施することもあります。いつ起こるかわからない地震に対応することも想定しています。

また、災害が実際に起こったときに、保護者への引き渡し訓練もあります。事前に引き渡しカードに保護者が仕事で来られない場合は、祖父母の方とか、近所の方に協力を求めるような訓練も実施しております。

西村議員のご質問のとおり緊急時に備えるためには、災害に対する認識と理解は重要と考えます。今後とも、各学校に指導と理解を求めていきたいと考えております。

次に、校内の耐震未整備補強校舎等も含めた対応策についてのご質問でございますが、現在、利根町の学校施設につきましては耐震化率が81.3%で、県内でも上位に位置してございます。耐震未整備の文小学校の体育館及び文間小学校の体育館につきましては、既の実施済みの耐震診断の結果、耐震補強の必要がございます。今回、国の法改正による耐震化促進のための補助率のかさ上げの対象には該当いたしません。計画としては平成21年度の一般補助事業として、文小学校の体育館及び文間小学校の体育館の耐震補強工事の実施を考えております。

以上であります。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、西村議員のご質問にお答え申し上げます。

備品の整理状況でございますが、旧利根中学校に保管をしてございます備品につきましては、中学校で使用する備品、小学校などで教育施設で使用する物、また、町の公共施設で使用する物の選定を終了いたしております。最終的な使用可否について残備品の確認作業を、町と教育委員会の職員及び学校職員との合同で行っております。中には保管に不的確な備品もございましたので、不用品につきましては、職員でできる範囲で直接塵芥処理組合に運搬するなど、処分をしてございます。まだ使用可能な備品は保管してございますが、使用する備品は早急に使用する場所に搬出するとともに、今後使用予定のない遊休化している備品等につきましては、さらに公共的団体等など、また、各地区の集会所などに使用する物があれば、払い下げることを考えております。また、最終的に不用となったものにつきましては、業者に廃棄処分の委託も考えております。

また、旧布川小学校、旧東文間小学校の備品につきましては、現在、夏休みを利用いたしまして、統合後の学校で使用する備品、その他の学校など、教育施設で使用する物の選定を行い、必要な物についてはほかの学校へ移動したところでございます。

今後は、町の公共施設で使用する物、公共的団体などで使用する物の選定を行っていきたいと考えております。

ただ、使用可能な備品の中でも大型備品につきましては、保管する場所がないのが現状でございます。設置場所また保管場所が確保できるまで、一部は現在のまま旧校舎を一時保管庫としたいと考えております。

教育委員会としては、今後も備品の有効活用と適正な管理に努めていきたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 西村重之君。

3番（西村重之君） 今、1回目の質問に対する答弁いただきました。まだ不明なところもあるわけですが、2回目の質問させていただきたいと思っております。

初めに、旧利根中学校跡地の利活用について、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

旧利根中学校跡地の利活用について、答弁がいろいろあります。今までの答弁を聞いていますと、町の計画も変更しなければならない、計画も茨城県審議会にかけなければいけない、一連の作業があるということで時間がかかっている状況だという報告もちょうだいしております。具体的な施策については、まちづくりを推進するための将来都市像を定めた都市計画マスタープランの見直し作業と、用途地域の変更のために作業に入っていると思います。変更後さらに、出店と利用の増加を期待している部分が多大に見られるような答弁もありました。前向きな活用対策が検討されていないというふうに、私は考えております。利活用の解決策は、利根町が一丸となって積極的な行動を起こすことが必要ではないかと思っております。いかがでしょうか。ぜひ、町の具体的な考え方をお伺いしていきたいと思っております。

また、旧利根中学校跡地の利活用については、利根町振興計画の基本計画の原案作成に当たり、住民から、生涯学習施設、福祉施設、教育施設等の提言もあり、また、町の活性化につながるような配慮をし、歳入の確保を図れるような利活用の検討をという提言もされていると思います。なお、町長は、住民の意見を聞いて町の活性化につながる方向性を慎重に選定していきたいと、以前から答弁されています。現在の利根町の財政状況を考えれば、いろいろ検討されていると思いますが、速やかに旧利根中学校跡地ほか町有財産の有効利用をしなければならないと思います。

平成17年8月の25日だと思いますけれども、中学校統合が決定された時期から見て、現在までの時間がかかり過ぎていると思いますし、この間、少しの余裕があったと思われませんが、答申の中に新たな活用策を検討すること、住民からは、校舎の跡地、施設の有効利用を図ってほしい、2点目に、道路沿いなので道の駅等に利用する等々の提言されているにもかかわらず、時間がかかり過ぎているのはなぜでしょうか。

また、現在の利根町の財政状況を考えれば、なぜ今まで具体策について検討されてこな

かったのか、残念で仕方ありません。構築物は使用しなければ老朽化の進みが早く、利活用が決定されるまで維持管理費が必要であります。今後も経費がかさんでいきます。現在も、外部からの侵入もあり、施設等の破壊も続いている状況であり、荒廃された施設や敷地内を見ると残念に思います。

また、旧利根中学校は、今も近隣自治会等の避難場所として指定を受けており、環境整備しておく必要があります。環境整備するに当たりは経費もかさんでいきます。住民に降りかかってくることは間違いないと考えております。何としても住民負担は避けたいものです。現在の維持管理費は、どのくらいかかっているのかお伺いしたいと思います。

町長は、先ほども答弁ありましたけれども、用途地域変更手続終了後、申し出のあった業者の中から、利根町の置かれている財政状況等を検討した上で選び、誘致する考えが強く持たれています。最初に申し出のあった大型商業施設の業者から、5月の26日に計画書が提出されたと聞いております。その提出の内容は、校舎敷地内にスーパーマーケット、ドラッグストア、レストランが2店舗、道路沿いですね。駐車場が571台スペース、また、第2グラウンドについては、医療、書籍、CD、DVD、カジュアル、駐車場233台のスペースを保有できるというような計画についております。敷地については、業者は売却を希望しており、現在の校舎を解体、撤去、更地にするには約1億数千万円かかると見られ、すべて利根町の負担となります。費用をどうやって捻出していくのかお聞きしたいと思います。

問題点として、地元商店との関係はどうなっているのか。2番目に、売却すれば固定資産税のみの徴収となります。参考に平成19年度で見ますと、土地評価額6億6,000万円、課税率は100分の1.4で年間924万円という数字が出るわけですがけれども、年度の土地の評価によって税収が左右されることが懸念されます。そこで、提出されました計画書に対して具体的な検討がなされたのか、放置されたままなのか、また、検討されたのであれば、その検討の結果はどうなったのかお聞きしたいと思います。

また、上記以外に現在申し込みがあるケースがあれば、内容をお聞きしたいと思います。

平成20年3月末で閉校となった旧布川、東文間小学校跡地の利活用についても、進捗状況をお伺いしたいと思います。

これは、ちょっと参考に報告させていただきたいと思います。

千葉県競馬組合が計画されていた木更津駅西口の商業ビル、アクア木更津への場外馬券設置について、平成19年8月から周辺の11カ所の自治会への住民説明会を行い、全自治会が同意、平成20年6月12日に木更津市も同意したという記事が出ております。規模的には地下1階で1,850平米、1日の入場者数が540名と計画されている。それが6月の12日に発表されております。

次に、2点目の小中学校における大地震への対策についてお伺いしたいと思います。

国内では、新潟県中越能登半島地震、最近では、岩手・宮城内陸地震が発生、大小かか

ならず全国各地で頻繁に地震が発生しております。我々は、少子化で減少している大事な子供たちのために、地震に対する意識と認識を持ってもらうことが大事であります。先ほども教育長から答弁ちょうだいしておりますが、小中学校内の大地震への対応として地震発生前にすべく行動があると思います。

関東地方で地震が活発なのは、北米プレートと太平洋プレート及びフィリピン海プレートの三つが地下で重なり合い、相互作用による岩盤の破壊が原因と見られています。茨城県南西部や千葉県北部に地震が多いのは、フィリピン海プレートが接触しプレート内地震が起こるものと見られます。マグニチュード6.0を超える地震はごくまれですが、大正10年12月8日に茨城県南部、これは龍ヶ崎付近が震源地だと思えます。を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生しています。このときは、千葉県・茨城県境付近に家屋の破損、道路亀裂等の被害があったそうですが、震源区域が深いため大事に至らなかったということが議事に残っております。関東地方の地震が、静穏期を終えて活動期に差しかかったと指摘され約数年たっています。大地動乱の時代の中で、フィリピン海プレートが原因で起こっている小田原地震、これは約70年周期で起きているというようにうたわれています。これらが引き金となり東海地震、関東直下型地震を続発し、以降、首都圏直下型が活動に入ると予測され約数年経過しております。学者が予想されるように、関東直下型地震はいつ起きてもおかしくないのです。このいつ来るかわからない地震に対し、備えを万全にしておかなければならないと考えます。そこで、私は次のように考えております。

一つ目に、住んでいる場所の震災の歴史を知り地震のメカニズムを知ること、二つ目に、自分たちの学校の情報の分析を正確に行うこと、三つ目に、町行政や教育委員会が基本要素を整理し、その学校に合った防災マニュアルを作成し、児童生徒や保護者にも指導していく、四つ目に、学校施設内を細かくチェックし周知な備えを、例えば落下物の防止を不可欠にする等々あります。五つ目に、防災訓練を必ず実施する。例えば保護者に対して徒歩か自転車で来校してもらい引き渡し訓練の実施、これは危険箇所のチェックにつながると思います。六つ目に、最低限の非常用品を備える。例えばラジオとか懐中電灯、いろいろ備えられていると思いますけれども、それらをもう一度見直していただきたいなと思います。七つ目に、防災教育と学習の徹底、例えば修学旅行で防災実習を行ったり、地震発生時のリレーの指導等々、行えるのではないかなというふうに私は考えております。

先ほども、教育長からも報告ありました小学校、中学校の耐震化の問題なんですけれども、最近発表された県内の公立小学校、中学校の耐震化率46.5%、これは全国ワースト3位、2008年4月現在における利根町の小学校、中学校の全棟数は16棟、1981年以前の建築棟数は6棟、それから、耐震診断実施率83.3%で県内28位と、先ほど教育長、81.3%とおっしゃっていましたが、新聞に一応83.3というのがうたわれていました。それから、耐震化率81.3%で県内4位となっておりますが、大地震によって未耐震校舎等の倒壊により事故につながることも懸念されます。いかに未使用等の整備を事前に行っておくことが

一つの対策とも考えられます。

さきの国会で、耐震補強工事に対する国庫補助率を従来の2分の1から3分の2に改正されております。これら安全防止対策等について、どのような考えを持っておられるか伺いたいなど、再度お願いします。

これも、ちょっと参考だと思います。

先月末、茨城県で、ほぼ20年周期毎に繰り返し発生しているマグニチュード7級の地震が、大陸の岩盤プレートの下にもぐり込んだ階段、階段というのは海と山ですね。よって引き起こされていることが確認されたと発表されました。繰り返し地震は鹿島灘沖ほぼ60キロから100キロの範囲に発生、最近は、ことしの5月、その前は1982年、マグニチュード7級が発生しております。探査の結果、高さ3,000メートル、幅50キロという富士山と同規模の階段が深さ10キロに進んでいると、このことが言われております。本来は小さな地震が多数起きるはずが、階段が沈んで力がかかっていることで小さい地震がまとまってマグニチュード7級の大地震につながるのではないかというふうに言われております。

次に、3点目に移りたいと思います。

財政健全化基準に基づく4指標について、利根町の状況について説明ちょうだいいたしました。

平成19年度は、何とか問題なく決裁されたのではないかと考えております。結果は、全力で取り組んできた評価の一部と判断したいと思います。

利根町の状況報告の中の1項目、実質公債比率の推移を見てみますと、平成10年度11.6%、11年度で12.2%、12年度も12.2%、13年度で一部回復して11.5%、14年度で11.7%、15年度で12.3%、16年度に11.3%、ここから急激に悪化していくんじゃないかなと思っています。平成17年度に14.0%、18年度に15.2%、昨年の19年度は15.5%と徐々に悪化が進んできているように感じます。平成20年度においては、相当厳しい結果が出てくるのではないかと推測します。

健全化法は、自治体財産の破綻防止を目的に2007年からスタート、2008年度決算から4指標のうち1項目でも早期健全化基準を超えると起債の制限などが発生します。イエローカードが発行され指導を受けることになり、財政健全化計画を策定し提出が義務づけられます。これらをカバーするには、住民負担への転嫁が必要となってきます。さらに悪化が進めば、北海道の夕張市の二の舞になっていくのではないかというふうに判断します。利根町も、このような問題を発生させないために、町、議会、住民が一体となり、歳入対策や歳出減額等、さらに改善に努力していかなければならないと思います。現在置かれている利根町の財政状況を的確に住民の皆さんに説明すると同時に、情報公開が必要であると思いますし、早期に行うべきだと考えます。

ちょっと参考に、牛久市の場合は、実質公債比25.0%に対して7.3%という結果が報告されております。ちょっと茨城県とかありますけれども、これは削除させていただきたい

と思います。

次に、4点目の旧利根中学校ほか校舎内の備品整理の進捗状況について、再度お伺いしたいと思います。

昭和58年、旧利根中学校生徒数983名、昭和59年、旧利根中学校生徒数412名、新たに開校されました旧新館中学校生徒数741名、合計1,153名、それから、ピーク時におきましては、昭和63年、旧利根中学校生徒数577名、旧新館中学校生徒数904名、合計1,481名が、平成17年4月1日には、旧利根中学校生徒数133名、旧利根中学校生徒数が261名、計394名と、少子化に影響を受け、ともに減少してきていると。この間、約1,087名の減少となっております。そこで中学校の統合という問題が、いろいろ発生したと思います。ちなみに、平成17年8月25日に中学校の統合について教育委員会が開催され、答申どおり決定されました。この間、両校における備品等の台帳が整理されたのかどうか、これはちょっと不明であります。多分行っていなかったんじゃないかなというふうに思いますし、とりあえず統合校に移管すれば済むという考えが強かったのではないかなと思います。この辺いかがでしょうか。

昭和63年度のピーク時から見れば、かなりの備品が在庫として残っていると判断がつきます。この間において、不良品等の処分がされた物もあると思います。また、いまだに旧利根中学校校舎、体育館、武道館、図書室等に残っている物も多くあるのではというふうに判断できます。統合が決定された時点で、なぜ、使用する物、処分する物、余裕のある備品の区分を行い、余裕のある備品、例えばいすとか、ほかにもあると思います。これらを住民にアピールし、必要としている住民や各地区、各区が37区があると思います。これらのところに購入していただいた方が得策ではなかったのかなというふうに考えておりますし、どう判断されたのかお伺いしたいなというふうに思います。

また、教育委員会は、使用可能備品は現利根中学校に移動指導している、現在も随時、教職員が必要時に運搬している、一時保管備品の再点検するよう学校に指導したと6月の定例議会での答弁でしたが、なぜ教育委員会みずから行動しないのか、また、しなかったのか、それらもちょっと意見あればお聞きしたいなと思います。

また、放置されている備品等は、使用可能な備品はすべて統合後の学校に、使用されない備品は売却か住民に払い下げる等の検討をするとの答弁に対し、その結果、どういう決定されているのか、再度お聞きしたいなと思います。また、同じ問題は、旧布川小学校、東文間小学校に関しても、検討結果をあわせてお伺いしたいなと思います。

最後に、ピーク時と現在の生徒数を見るだけでも、相当余裕のある備品が在庫されていると考えられます。再度、備品等の整理について、整理をしていく必要があると思います。さらにご検討をお願いしたいなというふうに考えております。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、西村議員の2回目の質問にお答えをしたいと思います。
まず、旧利根中の利活用につきましての政策的な問題なんですけれども、再三申し上げているように土地を利用する状態におかなければならない、今のままでは住宅しかできませんから。ですから、それを住宅以外にも利用できるように、その用途を変更するということが政策上最も大切なことである。その上で、やはりいろいろな、今度は企業等の申し込みがあったときには、それについて受け入れるのか受け入れないのか、それを検討していくべきであろうというふうに私は思っておりますので、まず、その用途変更をどうするか。これをまず、行政としては先にしたいというふうなことでございます。

利根町の土地であっても、これは茨城県の土地ですから、県土ですから。ですから、県内での用途変更については知事の権限がございますから、下手な土地利用計画されても困るし、そういったことでの県の意見がそこに強く反映されるものですから、また、これは利根町だけではございませんで、龍ヶ崎、牛久、利根町の都市計画の中での土地利用も考えていかなければならないので、ただ単に利根町だけでできるという問題ではないということをご理解いただかなければだめということですね。

それから、これは町の意向としてやるわけですから、議員の皆さん方も、町民の皆様方も、まずは用途変更をするんだ、その後に、じゃあ利活用をして財政的な問題をも含めて考えていこうという、そういう認識を持っていただかないと県の方では信用してくれません。はっきり申し上げまして、この用途変更につきましては、もう既に今ごろはできていたんですよ、本当は。大体見通しがついていました。しかし、県の方では、利根町のいろいろな、はっきり言って、ごたごたが一本化されていないんじゃないか、用途変更を町長が言おうとしても、その住民が、議会が、いろいろ議論があるんじゃないか、これではだめですよ。であれば、一番最初の手続からの都市計画マスタープランから考えてくださいということで、今、遠回りをした作業をしているということをご理解をいただかなければならない、そういうことです。

あと、そのほか、地震対策や、いろいろな維持管理経費等、あるいは、公債比の推移等、それから、学校関係につきましては、教育委員会の方から、それぞれ答弁をさせたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 二つ目の質問にお答えしたいと思います。

特に安全防止対策ということで、今、西村議員の方から五つ程度のご提案ございましたけれども、それぞれ、一つ一つ、本当に大切ななということで、今後十分検討していきたいと思います。

ただ、先ほど話をした以外の中で行われていることをちょっと話をしたいと思いますが、地震のいろいろな体験活動というのが必要なのかなと。県に所有の起震車という車がございます。実際に地震を起こしまして、それでもって関東大震災とか、いろいろな地震の体験ができるような起震車という車がございます。実際にそういった地震を体験することによって、防災に対する意識の向上に役立っております。ただ、これ、何しろ県に1台しかないものですから、なかなかお呼びするのが難しい。ただ現在の子供たちは、一通り来たときには全児童を対象にそういったもので意識させております。

それから、また、警察署とか消防署より職員の派遣を要請して、お話を聞く活動を通して、また防災意識の高揚に役立っております。

それから、西村議員の方からも少し話が出ていたと思いますが、中学3年生の修学旅行、これは、実際に神戸の防災センターというのがあります。私も、防災センターの方、行っておりますが、地震の体験、地震、火災の恐ろしさ、こういうことを学ぶことによって防災について深く学習しております。実際に地震に遭われた方の話を直接お聞きして、今後の指導に役立てるといようなことで対応しております。

それから、あとは、保護者へのものですが、保護者に関することで、一つ、後でまた学校評価というようなことでご質問があると思うんですが、学校では、安全管理の徹底というのを短期目標というんですが、そういうものをつくっております。そして、その具体的な指標目標ということで、避難訓練、防犯教室、交通安全教室の実施という項目があります。この項目ちょっと見てきたんですけれども、これらの活動を実施し、教師は一生懸命やっているといようなことで、教師のアンケートはAでございました。児童に対するアンケートもとってみました。児童へのアンケートは、地震や火災が起こった場合どうしたらよいか教えてもらっているかといような質問ですが、肯定的な評価が93.2%、保護者に対しても行ってみました。保護者に対しては、学校は安全や事故の未然防止を大切にする指導を行っているといようなことで、同じような評価が、これはほとんど肯定的なものが100%でございました。これを受けまして外部評価員いの方の意見を聞くわけですが、その方の意見は、安全教育を推進して児童生徒の危険予測能力、安全、回避能力を身につけるための防犯教室や避難訓練を昨年よりレベルを上げて実施と、安全に対する意識が高まる。そして、改善策として、引き続き安全教育を実施し、安全教室を計画実施していき、また、職員の危機意識を継続してほしいと、このようなものが述べてございました。

さて、続いて、耐震補強の問題でございますが、実は今回の法改正による耐震化促進のための補助率のかさ上げの対象に該当したしませんといようなことを申し上げました。耐震診断の結果、危険度を示すISCというのがございます。これが0.3未満では該当しないといことでございます。0.3以上ありましたので、できれば今年度前倒して、そういった国のかさ上げを使ってやりたいといような気持ちもあつたんですが、対象には該当いたしませんでした。でも、平成21年度のぜひ一般の補助事業として、先ほど申し上げ

たとおり文小学校の体育館並びに文間小学校の体育館の耐震補強の工事を考えております。一層、子供たちに対して安全を確保してまいりたいと思っております。

先ほどマニュアルについての話も教育委員会がとありますが、これは教育委員会と、当然、学校が協働して話し合っ、こういうふうな形がいいんじゃないかというようなことで行っておりますので、今後とも教育委員会を中心として、そういうふうな面について不備もあると思います。お気づきのある点がありましたら、ぜひご指摘いただきまして進めていきたいなというふうに思いますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、補足してご答弁申し上げたいと思います。

先ほど旧利根中学校の維持経費ですか、今の維持経費はどのくらいかかっているのかというお話があったと思いますけれども、利根中学校につきましては、今使っております機械警備の電気料、それと、機械警備の委託料、何かあったときに通報で使います電話回線、それと、建物の火災保険料等々、合わせまして約90万円程度の経費がかかっています。

その他でございますけれども、新たな申し込みというお話もございましたが、新たな旧利根中のことに関します申し込みについてはございません。

それと、小学校の跡地利用の件でございますが、先ほど町長からもありましたとおり一部の施設を開放してほしいということで、住民の皆様から、開放してもらいたいということでご要望が出ております。それにつきましては、できるだけ早く開放できるような形でただいま検討している状況でございます。また、利活用につきましては、布川小学校、東文間小学校、それぞれ特性と申しますか、ありまして、布川小につきましては、ご承知のとおり耐震の飲料水兼用の貯水槽が設置してございます。それから、避難場所にもなっていると、東文間小学校も、災害の際の避難場所になってございます。そのようなことも利活用の中の検討に入れていかなければならないのかなと思っております。

それと、1校当たりですけれども、これは平成19年度の決算でございますが、小学校なんです、5校ございましたので、約1校当たりの電気料とか水道料とか基本的な部分の経費が約500万円程度かかっています。利活用でどのような活用をするかということもあるわけなんですけれども、それらの経費との兼ね合いで、できるだけ費用をかけないで運用をするとか、それ以上の活用の効果が出るとかということも考えていかなければならないのかなと思っております。

最後でございますけれども、先ほど実質公債比率のお話もございました。るる西村議員の方から数値が公表されておりますけれども、平成19年度の決算では15.5%だったということでございます。20年度はどうなのかということもありますけれども、20年は若干上がる予定でございます。上がると思われ。これは、実質公債比率は3年間の平均

で数字を出してございますので、このままですと上がっていくということでございます。ただ、実際の負担をする公債費の額ですけれども、平成19年度、20年度、大体同額でございまして、21年度になりますと約6,000万円程度減少が予想されます。そのようなことがございますので、それ以降はポイントが下がってくるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、西村議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、備品台帳の整理につきましてお答え申し上げます。

備品台帳につきましては、利根中、新館中、それぞれ備品台帳を作成してございます。それに基づきまして、統合時にすべて必要なものにつきましては、使用できる物すべて現在の利根中の方に搬出してあります。これは、先生方が持てる物は先生方が、業者に委託する物は業者に委託をいたしまして、すべて搬出をいたしております。現在残っておる物は、その中でもダブっている物につきまして、後に残ったということになっております。それで、その後、必要な物につきましては、順次、先生方が移動していったという状況でございます。それで、備品の所管につきまして、備品につきましては教育委員会から各学校の校長先生に所管が移っております。これを管理しているのが教育委員会でございます。

それと、備品を住民に払い下げるということでございますが、最終的なすべてのチェックが済んでからそういう形をとろうということで考えておりました。現在、先ほども答弁しましたとおり、それが全部終了いたしましたので、今後、住民の方々に払い下げも含めて現在考えております。

それと、布川小と東文間小学校の備品につきましては、先ほども答弁しましたとおり、まだその作業が終了しておりませんので、今後、もう少し時間をいただいて、その作業を終了した時点で同じような形で処分をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 西村重之君の3回目の質問が残っておりますけれども、発言時間がもうオーバーになりましたので、西村重之君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者、13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 2番通告、若泉でございます。先ほど西村議員の方から、利根中の跡地利用につきまして質問ありまして、詳しい回答はありましたけれども、私は私の質問していきますので、よろしくをお願いします。

それではまず、1点目、取手東線及び美浦栄線について。

取手東線のバイパス（羽中地先より押付新田3.1キロメートル）これは以前の計画でございます。については、平成17年12月定例議会について質問をしておりますが、再度質問をさせていただきます。この件につきましては、私が平成7年4月に議員になりましてから今回で9回目になります。そもそも取手東線のバイパスの話が出ましたのは、平成7年と記憶しております。既に13年の月日が過ぎておりますが、いまだに開通しておりません。平成17年12月の質問に対し町長の答弁では、17年度事業を縮小しながらも実施すると答弁しておりますが、いまだに進んでいないように思われますが、下記の件についてお伺いいたします。一つとしまして、取手東線のバイパス事業が進まない理由、次のもう一つ、美浦栄線、その後の進捗状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

次に、大きな2点目、町の財源確保についてお伺いいたします。

現在の利根町・龍ヶ崎市との合併はほぼ不可能となり、財源も大変厳しくなっており、このままでは二、三年後には財政破綻になってもおかしくなく状況だと思います。そのような中で財源確保の足がかりとして日本レーシングサービス（旧利根中学校跡地に場外馬券売り場）の話があり、これに対して誘致に反対する議員、町民の方々、逆に賛成する議員、町民の方々があり、お互いに研究調査してきました。私は誘致するために努力してきました。場外馬券売り場を誘致できたならば町への収入は約7,000万円のお金が入ってくる予定だったので、私は何としても誘致する考えで一生涯懸命頑張ってきましたが、残念なことです。最終的には、町長の考えで誘致しないと決断したので場外馬券売り場の話は終止符を打ちました。しかしながら、今後も何らかの形で旧利根中学校の利用、その他の町有地を活用して財源確保をしなければなりません。そこで私の考えでございますが、思い切って現在の庁舎、この役場を企業等に貸して、役場を旧布川小学校に移転してはと思います。考えていただけるでしょうか。また、その後の旧利根中学校、東文間小学校に対してよい話はありますか、お伺いをいたします。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、若泉議員の質問にお答えをいたします。

まず、県道取手東線バイパスの事業が進まない理由ということでございますけれども、今、確かに議員ご指摘のとおり、ここ1年半ほど事業が停滞しております。これは、昨年

2月に地権者説明会が開かれまして、県財政が大変厳しいというようなことで、道路幅員等の見直しを含めて境界立ち会いをお願いした経緯がございます。そのときに地元からのご意見といたしまして、中田切地区の雨水対策は大丈夫かと。皆さんご承知のように中田切地区というのは大変低い土地でございますので、当然かとは思いますが、そのような質問が出たというようなことでございます。茨城県では、この意見を踏まえまして設計書の再検討を行っております。現在、排水計画の調整を関係機関と行っているとのことでございます。この調整が済み次第、用地買収に入りたいというようなことで土木事務所長から伺っております。

また、県の道路の予算につきましては、県南地方といたしますが、この地区は阿見、牛久が大変脚光を浴びているといたしますが、事業が進んでおりまして、そちらの方に優先されつつありますけれども、町のこのバイパス事業も早く用地買収が進みますように土木事務所等に申し入れを行っていきたいというふうに考えております。

次の県道美浦栄線バイパスの進捗状況でございますが、若草大橋を含めました千葉県側の国道356号線から龍ヶ崎市八代町まで約8.4キロの計画道路がございますが、この進捗率は、事業ペースで申し上げますと50%とのことでありまして。また、県道取手東線から龍ヶ崎市八代町を通過しております竜ヶ崎潮来線までの約5.3キロの区間の用地取得率は約96%というふうに伺っておりまして、今年3月の議会で未買収地が10件ほどであると担当課長が答弁いたしましたけれども、現時点でも変わっていないということでありまして。現在、未買収部分につきましては、茨城県が鋭意努力されているとのことでございます。

2番目の町の財政確保についてでございます。

まず、現在の庁舎、この役場ですね。これを企業等に貸して、庁舎を旧布川小学校に移転してはどうかというようなご提案でございます。旧布川小学校は、耐震診断の結果、診断補強工事が必要な施設となっております。また、そのほか、移転するにはコンピューター関連の施設等を構築していかなければなりません。このようなことから、多額の移転費を考慮いたしますと旧布川小学校への庁舎の移転による利点が見出せず、財政的に大変難しいと考えておるところでございます。一つのご提案といたしまして、今後の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

また、この庁舎の土地と建物の利用につきましては、部分的な貸し出しができないかなど、検討しております。既に庁舎につきましては、外部に話が伝わっているかと思いますが、土地につきましても検討していきたいというふうに考えております。

次に、その後の旧利根中学校、東文間小学校に対するよい話はあるのかということでございますが、旧利根中学校跡地につきましては、高度利用が図れる土地にするために用途変更の見直し作業を早急に進めているとことごとでございます。この用途変更されませんと、議員おっしゃるよい話は来ないというふうに思います。仮にそのようなよい話というものが舞い込んだといたしましても、用途に合った利用しかできませんので、今現在は住宅以

外には利用できないということでございます。ですから、申し込みがあっても、今現在では用途変更が終わっていませんので、正式に受け付けるということではできません。これは正式に受け付けますと、その企業に決定してしまうということになりますので、やはり今現在は用途変更が先だというふう再三申し上げてきたところでございます。

未利用地の町有地を利用して財源を確保することにつきましては、財政基盤をつくっていくための方策として重要な課題の一つであると考えておりますので、今後も、利活用のためにさまざまな検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、取手東線バイパスの件でございますが、先ほど私、冒頭に述べましたように、この話は、この利根町がどうしてもバイパスがほしんだよ、旧布川地区は屈折の多い、そういう狭い道路だから大型同士がすれ違いできない、そういう道路だから何としてもほしんだよ、この利根町側が県にお願い。これはもう、私、何回、遠山前町長のときから言っていますけれども、再度言わせてもらいますけれども、県の方がバイパスをつくりましょかじゃなくて、町の方がこのバイパスをつくってくださいよ、何としてもお願いします。そういうことで県も平成7年のときに、それじゃあということで計画を立ててくれた、そういういきさつですね。それで、羽中地先の、今はやっていませんが農協のスタンドから、それから中田切、ニュータウンの間を通りまして、さらには今度、押付新田フレッシュの間を通して今の11号線の堤防、その3.1キロ、そういう計画で立てたんですね。ところが、結局は田んぼなんです、田んぼも畑もありますけれども、個人の土地の話がまとまらなくて、結局は長々と年数がたちまして、県の方も結局やらないと。しかし、やらなくては町としては困りますから、ですから、何としてもやってくださいとお願いはしました、町もね。そのようになりましてから、県は今、財政厳しいですから、じゃあ羽中地先から今の千葉竜線まで、そこまでやりましょよ。そういう話になりましたね。それで結局は、私、また先ほど言いましたように本来は20メートルくらいの道路でしたが、今、それ縮小されてやりますよ、17年度には事業に入りますよ、そういう答弁を町長してくれた。これは県の方でそのように言ったと思います。ですから、町長は、我々の質問の前でそのような答弁をしてくれたと思います。

ですから、私は、じゃあ道路は少し縮小されながらも、じゃあ17年度には工事に入るんだと、そう思っていました。しかしながら、ことしは平成20年ですね。結局、工事は何にもやっていない。今答弁の中で、中田切の地区の住民の皆さんから雨水問題で話が出てたと、そういうことでちょっと先に進まないとか、また、県の見直しとか、そういうのもあったということで。でも、町がお願いした事業で県がオーケー出してくれた、計画もちゃんとしてくれた。それに対して既に13年もたっているのに、工事といえば基盤整備でやっ

た換地されたその間の300、200メートルでしたっけ、あの部分だけはバイパスの用地として今でもあります。県に用意されています。それで、毎年、あれは草刈りをしていますね。それもむだな経費だと思いますけれども、そういう状況。

ですから、町長にしる、それから、建設課長にしる、土木なり県なりお願いは行っていると思いますが、私から見たらお願いの度合いが足りない、そう言いたいんです。やはり県の方も財政は厳しいんですから、余り、計画は立ててもお願いが来ないところは後回しになるのは、これは当然なんです。今町長言っていましたね。今、県南地区の阿見と牛久、非常に今、発展しています。ですから、どうしても県もそちらの方に目が向く、これは黙っていれば当然です。どう考えても、平成17年に計画されたものをまだ、いまだにできていないというのはどう思います。町長でも、建設課長でも構わないですけれども、平成17年度から現在まで、きょうまで、この取手東線のバイパスで正式に土木なり県なりに何回お願いに行きましたか。ちょっと後で答弁お願いしたいと思います。

それから、中田切関係の雨水問題と言いましたけれども、これは道路が以前の計画であっても、それから、今度縮小されても、最初から雨水計画というのはできていたと思うんですけれども、それは違うんでしょうかね。その辺も、ちょっと答弁お願いしたいと思います。

まず、こちらは、2回目はそれだけにしておきます。

それから、財政確保の方につきまして、町長の答弁ですと、役場の方は逆に経費がかかる、ですから無理だと。はじき出しましてそのようでしたら、これはもういたしかたない、そう思います。しかしながら、庁舎の部分的の貸し出しというか、それはこれからも考えてやっていくということですから、財政確保のために、それはひとつお願いしたいと思います。

それと、財政課長に、ちょっとお聞きしたいんですが、今の庁舎、年間経費どのくらいかかるのか、ちょっとこれ今ここでわかればお願いしたいと思います。

それと、旧利根中学校の跡地利用ですと、要するに用途変更が先だから、どういうよい話があっても、どういう大きな企業の話があっても今は受けられない、そうおっしゃいましたね。確かに用途変更しなければ最終的にはできないのかなと思いますが、先ほど西村議員の町長の答弁の中に、本来は用途変更はもうできていたんだと、しかしながら、議会もそうであるし、町民もそうなんでしょうけれども、そちらの方でいろいろな問題等があっておくれてしまったと、そう言っていましたね。これは私の解釈ですが、おそらくこれは前回の場外馬券、あの反対の請願、そのことに対してのことがある、それで言っているのかと思いますが、この場外馬券ね、今さらこれは持ち出してもしょうがないんです。私、こういうの言うつもりはなかったんですが、要するに、この利根町で議会も住民も、そういうごたごたしているから用途変更が延びたんだと、そう言いましたよね、先ほどね。

ですから、私、ちょっと言いますけれども、要するに場外馬券、話来たときには、町長

は我々の前では、特に賛成者、我々の前では、私もいい話だから、これは考えてやってみよう、そう言っていたんです。そうか、じゃあ我々も一生懸命やろうということで、我々は一生懸命動きました。それで、反対の請願が議会の方に出されてまいりました。町長の考えどうなんですか。用途変更、これはやらなくちゃしょうがない、そういうことは私たちにも答弁はしてありましたが、はっきり言って請願の問題もある。その辺も、町長は我々に言っていました。ただ、私、言いたいのは、町長は住民の前で説明しない。はっきりと説明してもらえばいいんですよ、あのときに。要するに用途変更ができなければどういいう話が増えても、これは受け入れられないんだ、そういうことをはっきり、我々議会の方にも、それから、町民の方にも、はっきりと言ってくればいいんです。それ、町長は何も言わない。ただ静観して見ていた。ですからいけないんですよ、町長。それで、結局、反対する人と賛成する人と、それで、けんけんがくがくやったわけですよ。意見の交換というのは余りやりません。ですから、町長があくまでも我々にも、用途変更しなければちょっと先なんだよな、半年かかるんだよな、そういうことは確かに我々の前で言っていましたよ。でも、何とかなるんじゃないの、我々はそう言いましたけれどもね。ですから、本当に今も言っているように、用途変更が成立というか決まらなければ、どういいう話が増えてもだめなんだと、それは町長わかっていたんでしょから、その時点で住民の前に、実はこの話はこういうふうに来ていますけれども、用途変更がきちんとやらなければ誘致もなんにもできません、そのようにはっきりやってくれば、あれほどは、私は、この住民の中でもめたりなんかはしないと思いますよ。

でも、先ほど町長はそのように言いましたからね。町の中がごたごたしているから、県の方でも、本来は、もう用途変更終わるところになっていたんだらうけれども、結局はいまだにできないと、そういうこと言っていましたから、あえて、町長がそういう答弁したから、私は今こうやって言っている。じゃなかったら、このこと、私、言うつもりはございませんでした。このことに関して答弁とかそういうのは結構ですけども、ですから、これからのこともありますから、町長、必ず住民に対して言ってくださいよ。何にも言わないというのは、やっぱり住民、我々も、混乱させるだけなんですから、ぜひとも今後はそのようをお願いしたいと思います。

ということになりますと、利根中に関しましては、今言う用途変更がされないうちには、絶対、どういいう企業が来ても、よい話があっても受け入れられないと、そのように私も認識します。ですから、今ここで、じゃあこういいうものと呼んだらどうだ、ああいうもの呼んだらどうだ、こういいうふうに考えたらどうだと、私、言いません、これ言ってもしょうがありませんから。

それで、あと残るは、布川小学校。庁舎の方はちょっと無理だと、それから、東文間小学校。これも、布川小学校は特に災害のときの避難場所として、これからは絶対置くべきな場所であるから、全面的に貸すとかなんか、これはちょっと無理なのかなと思います。

しかし、用途変更の件ではどうなのか。東文間小学校も、用途変更の件ではどうなのか。その点お伺いしたいと思います。

2 問目終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 答弁いたします。

まず、取手東線の件なんですけれども、確かに必要性があって町がほしいと、それをつくりたいというようなことで要望活動を行ってきたかと思います。中谷、福木から羽中を通りまして、それから、旧布川の町の中を通っていく道路というのは、確かにこれは不便でしたね。あそこを千葉竜ヶ崎線とつなげれば、これは確かに、市街地を通らなくても一般の車両がここを抜けていくということでは確かに便利ですから、ですから、この道路をつくるべく今、県の土木の方とつないでやっているところでございます。

ただ、いろいろな問題で、土地改良等の方の換地の部分については、確かに先に進んでしまったんですけれども、土木の方の関係がまだ、特に雨水排水ですね。あそこの地は、ちょっと用水時期に行ったらなればわかるんでしょうけれども、あの町道が既にもう水すれすれで、陥没寸前なんです。そのために何ていいますか、農業排水路をちょっと一部利用させていただいて工事を先に進めさせていただきましたけれども、それだけでは、今度はこの道路をつくることによって、その今までつくった排水を全部切ってしまうことになるんですね。ですから、その雨水排水をどうするかということについて、町の意見もありますよ。町では、その対策を早急に流れるようにしていただく、これは一番なんです。でも、そこには、やはり下にある豊田等の問題がある。ですから、土木は今、その関係機関との調整を図っているだろうというふうに思っております。ただ漠然と見ているわけではございませんで、町民が、その必要性を感じ、あるいはまた、町の方向性がそういうふうに向いていますから、その事業については、今後も県の方に要望はしていくつもりでございます。

とにかく県も、いろいろな財政的な問題、あるいは、計画が何ていうんですかね、雨水排水、地元の問題、いろいろと計画を織りませる中で、いろいろな問題があって工事に入れないのではないかというふうに思っておりますけれども、今、地元の説明会が入ったということで、私は、随分、一步進んだなというふうに思っています。議員がおっしゃるように工事が入っていない、議員が考える工事というのは舗装工事のことを言っているんでしょうけれども、そこまでにいくまでは相当な時間がかかりますよ。大体、10何年ぐらいで道路1本できるというのは、今いい方ですから。茨城県では、新設道路は、もう縦に振りません、はっきり言って。ですから、そういうことから考えれば、これは利根町の重要路線として位置づけていますから、今後も、土木の方にはお話ししていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、役場の年間経費等につきましては、担当課長の方から答弁をさせたいと思います。

それから、答弁はいいというようなことでございますけれども、この利根中の跡地利用の変更ですね。説明しろ、説明しろとよく言われるんですけれども、説明のしようがないんです。ですから、申し込みの段階、申し込みがありましたけれども、あのときも、ちゃんとことわっておいたわけです。申し込みがありましたけれども、いろいろな手続がありますよ、ですから時間がかかりますよと。

それから、請願の話出ていましたけれども、請願、これは議会の問題で、町の方に持ち込まれても困るんですよ。議会の判断を町長がどうのこうのと言われても、これは議会の皆さんが慎重審議をしていただくのが請願でございますから。そういうことで、ひとつご理解をいただければなというふうに思っております。以上です。

東文間小と布川小等の件もございましたけれども、これも担当課長の方から答弁させます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

庁舎の維持管理の経費というようなことでございますけれども、光熱水費、電気代とか水道料につきましては、年間約1,400万円程度でございます。そのほか機器等が、特に空調関係なんです、老朽化してございまして、年次計画で改修を行っております。そのほか雨漏り等々ございまして、その経費が約500万円程度。それと、機器の維持管理のための委託ですが、保守委託等を合わせまして約3,500万円程度でございます。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 私の方から、取手東線の件につきまして補足してご説明をしたいと思います。

議員ご指摘の取手東線バイパス計画、平成7年から計画されて、もう13年経過して何もできないというご指摘がございましたけれども、確かに現場の方は余り進んでございません。これは平成7年ごろに計画されまして、この計画は総延長約3.1キロ、議員ご指摘のとおり羽中地先から県道11号線、取手東線ですけれども、利根川の土手までの計画、一連として県が計画をしたわけですけれども、平成10年、11年にかけて一部地権者の反対がございました。それで、一時中断した年が数年ございます。それで、その後、町の方が県道千葉竜ヶ崎線から東の区間を優先的に進めてほしいということで、活動を行ってきた経緯がございます。

その中で、平成17年からどのような活動をしてきたか、また、何回お願いしてきたかということですが、一番大きなものとしましては、平成17年、18年、19年にかかけまし

て、茨城県議会土木委員会というものがございませう。これは毎年1回現地調査をしに、土木管内は竜ヶ崎土木事務所に来るわけですがけれども、この中で、町が土木関係で県に要望する最重要課題ということで引き続き3年間、井原町長が土木委員会の委員さんの前で、バイパスの整備を早期にお願いしたいということで、口頭と文書をもって毎年お願いしています。

それから、これ、土木管内の市町村でつくっております、今は主要路線整備という名前が変わっていますがけれども、以前、4路線整備期成同盟会という会がございませう。今、河内の町長が会長で、利根町の町長が副会長という形でありますけれども、これにつきましても、竜ヶ崎土木管内への土木事業の最重要要望案件として、毎年、県知事以下、関係部署、機関に要望をしてきているところです。

なかなか、先ほど町長が申し上げましたように、これまで圏央道の負担、または、守谷の方を、阿見、牛久もありませんけれども、なかなかこちらの方へ大きな事業費として回ってこないのが現状であったかと思ひます。町の方でも、事業費の確保については、毎年1回ということではなくて、土木事務所の方には随時お願いしてきているところでございます。

それから、雨水計画で進まないということで、先ほど町長、進んでいないということで申し上げたかと思ひますけれども、概要につきましては町長が申し上げたとおりでございます。当初17年のときに進めますという返事はいただいたんですけれども、私が確認しましたところ、道路計画には路面排水の排水溝しか設計されていなかったんです。今、羽中から千葉竜ヶ崎線までの間の創設換地の部分は除きますけれども、約800メートルの区間の間に今、農業排水が東西に整備されていますけれども、土水路ですけれども、その機能保証を見ていただいていたいなかったと。農業排水路の上を県道が通るわけですので、その排水計画がされていなかったというのが一番大きな問題であったわけですね。その機能保証をお願いしたいということで、県では設計の見直しを行うと。設計の見直しを行った時点で、今の創設換地で羽中地先ですけれども、30メートルほど幅員、買収終わっていますけれども、そこにも排水を通す計画がされています。その工事、今現在、排水用地としてはいいですね。その農業排水をのむための排水計画はされているんですけれども、その排水路の整備費の一部はだれが負担するんだという問題が浮上してきました。今、町長が申し上げましたように、豊田なり、関係機関という、土木の方が調整をしていただいているということです。

そこに合わせまして町としましては、ニュータウンの冠水問題も以前ございましたので、ボックスの改修やりましたけれども、その北側にバイパスが計画されていまして、そのバイパスの北側にその排水を付けかえしたいという、ニュータウンの都市排水をですね。そういう話が出ています。ただそれは、今、ニュータウンの排水は直線的に第2管排の方へ流れていますけれども、それを45度に振って北側に1本に絞りたいという計画がされてい

ます。それではニュータウンの水が直線的に流れるのに抵抗があるということで、再度その見直しも含めて、農業排水も含めて検討していただきたいということで町の方でお願いして、今、県の方で見直ししますよというところに今差しかかっています。これが、早急にやってくださいということをお願いしていますので、あした、あさってという話ではありませんけれども、早急に進めていただけるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 最後の質問をさせていただきます。

飯田課長の方から今ありましたけれども、私は素人ですからね、私はよくわかりませんが、田んぼの中に道路をつくる、そのときに周りは田んぼなんですから、農業用の排水はどうなるのかと、これはプロがやることです。入っていませんと、それがそもそも私としては納得できないですね。周り田んぼなんですから、その真ん中に道路が通るようになって、最初からそういう計画なんです。それで、排水問題入っていない。ちょっと私には納得できない。これはそういうことで、ですから、これはどんどん進めてもらいたいですけれども、私は、そういう点は納得できませんよ、はっきり言って。

それから、雨水のことですよね。中田切の雨水、こういうことも最初からこういう話を出してやるべきだと思うんですが、どうなんでしょうかね。なぜ今頃になってこういう、もう13年もたつてできない、ちょっと。

確かに町長、先ほど答弁していましたが、今、道路1本つくるのに10年とか、15年、20年、そうかかる。今の状況でしたらかかると思いますよ。これは、13年前の話からですからね。その辺は、やはりもう少し行政の方が県の方にお願いしなければいけないんじゃないですか。今、飯田課長言っていましたね、土木の各自治体の中の重要課題、毎年提出しています。私たちも議員でしたから、議員で県の方とか、そういう要望出しているのがありましたよ、それは確かに。これは利根町だけでなく、要するに竜ヶ崎土木管内の利根町、河内、龍ヶ崎、みんなそういうのを結局出しているわけでしょう。出すのは結構ですよ。出したのなら、その後、どうなっているんですか、何とかありませんか早く、そういうことを私はお願いしてもらいたいということなんです。ただ重要課題として出すだけじゃないんです。ふっと時間がとれたら、あいさつ方々、あの話はどうなっていますか、どうなりました、その姿勢なんですよ、私言いたいのは。ただ出すだけだったら、これはだれだってできますよ、はっきり言って。だから、そういうことを私はやってもらいたかったということなんですよ、過去形。

13年かかってまだ、町長は、舗装やらなければ若泉議員は工事になっていないだろうと言いますが、現に何、くい1本も立っていないじゃないですか。そうでしょう。この前も、本当に17年、答弁では、縮小ながらもやりますよ、用地買収もやりますよ、そういうふうに言っていますよ。もし何でしたら、私、その17年答弁、ここに持っていますから読みま

しょうか。時間がなくなっちゃうからそれは無理でしょうけれども、だから、そういうことなんですよ。それと、それはそれでいい。答弁いいですからね。

それから、美浦栄線に関しまして進まないのは、私は、やはり利根町が進まないのは、前にも町長は惣新田の土地は私に任せてくださいと、ですから、私は、もう言いませんけれども、それが少し絡んでいて進まないのかなと思うんですが、その辺どうなのか、その点だけ、ちょっと答弁お願いします。

それから、取手東線はそれだけで結構です。

あと、財政問題で、先ほど私、本当はきょうは言わないつもりだけれども、町長があのようによ答弁したからということによってしてしまいましたけれども、説明の件で言いましたよね、町長ね。私言っているのは、町長言っているのは、要するに私は、用途変更ができればどういふものを来ても受け入れられませんかよと、そういうことを議会、町民の皆さんに説明してくださればよかったんだと、私そういうことを言っているんですよ。町長のご答弁違うんですよ。ですから、請願とか、そういうことじゃないんですよ、私の聞いたのは。だから、町長は町長の考えで今の町、この利根町の要するに一番上でやっているわけなんですから、ですから、利根町とすれば、この旧利根中学校、用途変更しなければだめなんですよ、何をどういふいい話来てもだめだと、受け入れられませんかよ。そういうことなんでしたから、ですから、例えば場外馬券売り場、それから、大型店舗も来ていましたよね。そういうことに関しても来ていますけれども、だから、住民の皆さん、我々に、こういう話は来ていますけれども、町とすれば、用途変更しなければ、それ終わらないうちには何にも受け入れることはできませんと、そのようにはっきり言ってくればよかったんですよと、そういうこと私は言っているんですよ。町長、私に言ったのと違うんですよ。

答弁結構ですからね。

それと、財政課長に、これはちょっと私の通告じゃないけれども、本当に絡んで関連していますから言いますけれども、私も、利根中学校と布川小学校と東文間小学校、みんな旧ね。ちょっと見てまいりました。もう草ぼうぼう、これはしょうがないですね。本当これだけはしょうがないです。もうやりようがございません、もう草の方が伸びてくるのが早いですから。それで、各学校とも、正門等にはロープ張ってあるところもある、要するに扉というか、門というか、そういうものあるところは閉めてあります。利根中も閉めてあります。布川はないですからね、ロープ張ってありますよね。それから、東文間小学校もロープ張ってあります。私、それはそれで、もういいと思います。ただ一つ、ここで言っておきたいことは、布川小学校。プール、どこも水張ってありますよね。旧利根中学校は高い塀がありますから、まず普通では入れません。東文間も、まず子供さんでは入れません。布川小学校、金網破れているの知っていますか、企画財政課長。どんなちっちゃな子供でも人間がすいすい入れます。それで、出入りは自由なんですからね、もし子供さん

があそこに入って、プールの中に水が満ぱんと張ってあるんですから、落ちて水難事故でも起きたらどうします。そういう心配りの点をしっかりとお願いします。私、見てきました。それで、現に金網破れているのを知っていたならば、行政としたら、なお怠慢ですけども、知らないと思うんですけども、そういうところも注意して見ていただきたいと思います。

私の質問終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えをしていきたいと思えます。

土木の方は、先ほどから申し上げましているように利根町の最重要の一つであるということで、知事にも、あるいは、県会にも、あるいは、出先の機関にも、いろいろと、口頭、文書をもって、これは要望をしておりますし、その後も、ちゃんとお話はさせていただいております。しかし、予算がつかないうちにはどうにもならないんですよ、はっきり言って。利根町、議員おっしゃるように大分長い間、要望活動はしておりますけれども、県全体のそういった道路網、交通網等の体系につきましては、やはり新聞紙上でご承知のように国の予算絡みで、どうしてもそちらの方に流れていってしまう。そういうことをないように今1町村一つぐらいは何とか完成させてくれよというようなことで、いろいろと足を運んで、また、お願いをしているところでございますので、私も、この議員のその努力には本当に長い間、大変だなというふうに思っております。前町長時代から、そういうようにこの議場の場で話しているの、よく耳にしております。ぜひともこの事業を完成させたいというふうに思っておりますので、ひとつ今後も、ご協力をいただきたいと思いますというふうに思えます。

それから、美浦栄線の方の用地、事業が進まないということの延長上に惣新田の土地の話というのがあるんですけども、これ今、課長から細かいことを説明させますけれども、私の聞いている範囲では、土木からの話、担当課長の話では、だれも今のところ反対していないよというようなことで、今、手続を進めているというふうに私はお聞きしていますが、余りにも何と申しますかね、地権者が多いというようなことで、その担当者が間に合わないんじゃないかというふうに、私、理解しております。そういうことも含めて、私が聞いたところと、担当課長の話、ちょっと食い違いかもわかりませんが、私には、課長がそういうふうなお話をさせてくれました。

それから、旧布川小学校のプール等、金網が破れていたということでございますけれども、事故があってはならないわけでございますので、早急に修理したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 今ほどの町長の答弁に補足して、ご答弁申し上げたいと思います。

議員からの取手東線バイパスが進まない理由は美浦栄線バイパスの共有地の問題も絡んでいるのではないかというご指摘ですけれども、今、美浦栄線バイパスの近況というか、状況についてちょっと詳細申し上げたいと思います。

利根町区域分ですけれども、以前からお話出ていましたように共有地の部分が2筆ございます。惣新田区持ちでございます、1筆は50名の地元の方の名義、もう一つは利根町ほか4名という名義になってございます。これも、両方ともバイパスの出口入り口に差しかかった区域なんですけれども、本年の6月1日に惣新田区の皆さんにお集まりをいただきまして、その中で惣新田区の総意として、あれは所有50名分については区の持ち物ですよという再確認をしていただきました。茨城県と一緒に出向きまして、買収作業を事務作業を進めさせていただきたいというお話をさせていただきましたところ、地元の方は、いいよというご返事をいただきました。地元の方、全戸数対象にしたんですけれども、すべての方ご出席ではありませんでしたけれども、区の総意として同意しますよということで、7月の半ばから同意取得作業に茨城県と町の方で入りました。同意は今現在40名の方の同意を得ております。その中で、同意をいただいた方の中で、利根町あるいは近郊にお住まいの方を先に進めたいということで契約をお願いしましたところ、今月の9月4日現在で25名の方と契約が完了しております。その中の10六、七名については、もう登記が完了しております。これからの相続が必要な方、あるいは、町外でお住まいでちょっと遠い方については、茨城県の方、町の方も協力させてもらいますけれども、少し時間はかかると思いますが、大分進捗としては進んできているのかなと。これ、いつまでということとは、まだ県の方からお答えできないと、答えられないということですが、至急進めていきたいということでございますので、ご理解いただけるようお願いいたします。

以上でございます。

失礼しました。町有地の利根町ほか4名ですけれども、これは50名の方と4名の方、重複してございます。すべて町外ですので、今後お話を進めさせていただくという県の考えでございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を1時15分からといたします。

午後零時08分休憩

午後1時15分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番通告者、6番高橋一男君。

〔6番高橋一男君登壇〕

6番（高橋一男君） 3番通告、6番の高橋一男でございます。私は、2点ほど質問いたします。まず1点目が、営農組合の補助金等についてでございます。もう1点は、特別職の給料の減額についてお尋ねいたします。

まず最初に、営農組合の補助金等についてでございます。

去る7月の22日の東京新聞に、書類未提出で補助金交付、利根町ずさん処理認める、このように大きな見出しで掲載されております。この補助金は利根町単独事業で営農組合に支給する補助金で、利根町交付規則で義務づけられた関係書類の提出がないまま交付されていたことがわかりました。その内容としては、営農計画書や交付申請書並びに実績を現地確認で処理いたしましたもので、補助金交付申請から請求までの手続がなく、各農家の提出している水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営業計画書並びに作業受委託契約書など、各農家が提出した計画書や契約書をもとに現地確認をして算出され、各農家へ担い手助成として補助金を交付していたものであります。

井原町長のコメントでは、いつから続いているかわからないと、そういうように言っております。つまり、長年にわたってこのようなずさんな処理を当たり前のように補助金交付してきた、なぜこのようなずさんな事務処理が何年も続けられてきたのか、どこに問題があり、どこに責任があるのか、もう一度考え直さなければならない問題であります。

そもそもこの問題が明らかになったきっかけは、井原町長が組合員である惣新田中営農組合の事業内容を取材するため開示請求して判明したものであります。私が知る限りでは、取材目的は別なところにあると、つまり井原町長が組合員である惣新田中営農組合代表社名で平成13年度条件整備特別対策事業で補助金を受けてイチゴ生産販売を発足いたしました。しかし、実際には井原ファミリーが経営販売している。私が今年の3月議会で税務申告について質問いたしております。そのときの答弁では、イチゴ販売については15年度から青色申告している、計算の誤りがあって修正申告をしたと、このように答弁をしているかと思えます。この修正申告につきましては一個人の申告であるが、昨年12月議会でも税務関係を取り上げて再度質問しております。そのときの答弁では、税務対策については全部個人であると、営農組合での税務申告はしていないと、税務調査に入ったと耳にしたが、営農組合で果たして税務署がどのような動きをしたか、追徴金をしたか、内容等は一切把握しておりませんと、このように答弁をしたかと思えます。昨年の税務調査の結果、追徴金につきましては、イチゴ生産販売も含めた惣新田中営農組合に対して竜ヶ崎税務署から指摘を受け、追徴金につきましては、いまだ解決していないと。今後、井原町長を含めた組合員4名で、いろいろ、支払いなどにつきまして話し合いをしたいと、このように話を伺っています。そこで次の3点をお尋ねいたします。

まず1点目、担い手営農助成金として補助金交付規則で義務づけられた関係書類で、提出された書類と未提出書類を何と何があるのか、それをお伺いいたします。2点目、平成15年度から19年度までの5年間の各営農組合に支払われた補助金の総額をお尋ねいたします。3点目、町長はみずから惣新田中営農組合員であり、ずさんな事務処理で補助金を受けている町長としての責任を伺う。また、惣新田中営農組合は現在4名で、その1人が井原町長である。町長はこの追徴金の支払いについて支払う責任の問題があるのか、それとも、支払う責任がないのか、その辺をはっきりと答弁していただきたいなど、そのように思っております。

それから、大きな2点目ですけれども、特別職の給料減額についてでございます。

このままでは平成21年度から財源不足になり、予算を組むことが非常に難しくなる。これは見てのとおりでございますけれども、これを回避するためには徹底した歳出削減をする、これは当然ですね。同時に歳入確保を考えなければならない。その一つとして、これまで、6月議会まで利根町住民も大きな関心を持った場外馬券売り場誘致問題にあって、井原町長は議会終了後直ちに記者会見をし、誘致をしないことを発表された。唯一歳入確保や利根町発展の起爆剤になり、利根町が大きく変わることを期待されたが、残念でなりません。歳入見込みが断たれた今、ことし5月に集中改革プラン追加版が配布されたところであります。その4項目21施策を追加し大幅な税負担等の見直しを行い、住民負担を余儀なくされる。そうであるならば、当然その前に特別職である町長並びに教育長みずからの給料を大幅な削減を示すことが必要ではないかと。昨年、平成19年度に一度、町長が20%、教育長10%削減をしておりますが、再度、さらなる大幅削減を求めたい。当然我々議員も、さらなる定数削減や議員の報酬減額を行わなければならないと、このように思っております。しかし、私の考えとしては、議員の定数は10名くらいでいいのではないかと。そして、議員の報酬につきましては、思い切って福島県の矢祭町のように出日当にして1日3万円とするというくらいが、果たして、私はこの矢祭町の制度はいいとは思っておりません。しかし、ただ、そのくらいの思い切った改革が必要ではないかと、このように申し上げたいわけでございます。その上で住民負担をできる限り軽減することが望ましい。しかし、私ひとりの考えだけでなく、我々議員の皆さんと今後協議をすることが必要ではないかと思っております。そこで、特別職である町長、教育長の給料を減額する考えがあるのかないのか、また、さっき、今年度、来年度以降どのような考えを持っているのか、その辺もあわせてお伺いいたします。

以上です。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、高橋議員の質問にお答えをいたします。

まず、転作補助金について申し上げますと、米の生産調整事業を推進するために支払われてきた農業助成金で、いわば米以外の物をつくる、転作と稲作との所得補償の意味合いをも含んでいるかと思えます。それは、稲作の方が収入が見込めるし、また、安定性があるということからでございます。この生産調整事業は、食糧管理法のもとで米価を守る農業を守るということで昭和44年から施行されていまして、稲作転作対策、水田総合利用対策、水田利用再編対策、水田農業確立対策など、30年余りの長きにわたりまして11の対策事業名や補助金額が変更されてきょうまで続いてきております。この事業は町にとって将来の補助整備事業や農業にとっての新たな事業採択など、町の農業政策を推進していく上で避けて通れない事業になっております。それは、目標転作面積が達成しないと町で計画する事業実施ができないからであります。北部地区の事業も、今、町の転作率がいいから国の補助が認められ、21年度事業をしようということによっておるところでございます。

なお、これまでの管理経済課の食糧管理法から平成7年には計画経済の食糧法が施行され、平成16年度より転作目標面積から米の生産目標数量に変更し、平成19年度からは農業者、農業者団体が主体となった生産調整対策事業に大きく変わってきました。こうした中で、昭和60年ころの水田利用再編対策事業で団地化及び地域ぐるみによる転作を推進し、また、集落営農組織を育成しようとする国ぐるみの考えも手伝い現在の営農組織が我が町においても組織されてきたところでございます。この営農組合による転作実施率は目標配分面積の何倍もあり、町の目標達成率に大きく貢献し、現在も周りの農家の農作業などを受入れながら、転作推進を初めとする農業の振興に大きく貢献をさせていただいているところでございます。つまり、一農家では自分の持っている耕地の4割の転作で協力していただいておりますけれども、転作に協力しない農家があるため達成されません。その協力をしていただけない農家分の面積を肩がわりして、組合が管理している耕地について、ほとんど100%だと思えます。を転作をさせていただいております。そのことによりまして町全体の達成率を引き上げているという、そういう実績がございます。

この転作目標面積も、当初水田面積の約1割程度から始まったものが、現時点では約4割ぐらいまでにふえています。つまり、1町歩をつくっている、耕作している農家につきましては4割が米をつくれな、その6割が自分の米の作付をしているという状況でございます。このような状況の中で営農組合の各組合においては、転作作物の麦、大豆を耕作していますが、麦の価格で平成19年度は10アール当たり収穫が117キロぐらいでございます。1キロが約1円50銭で、約1反ぶりつくって180円ぐらいにしかならない収入はなっておりません。そこから出荷経費、運搬経費、袋代などです。運搬経費は500円ぐらいかかる、あるいはまた、袋代は375円ぐらいかかる、これを差し引きますと手元には1円も残らないという、そういう状況でございます。ですから、国でも特別作物として麦、大豆を奨励していますから、助成金で支援をしているところでございます。こういった状況の中で、国の支援だけでは経営が非常に厳しい、そういうことから町といたしましても、転作作物の

麦、大豆に助成し、営農組合の経営を支援しているところでございます。

そこで今回、この営農組合に支払われた補助金に不備があるのでは、未提出書類があったのではとのことでございますが、転作による補助金交付の流れを申し上げますと、初めに、毎年2月ごろ各農家に配布します水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書というものがございまして、この書類に出荷業者名、自分はどこどこで出荷しますよと、そういう出荷業者名を記入、また、自分の耕地を委託している場合は、その委託先の営農組合などを記入していただきまして、各農家から提出をしていただきます。これが補助金の申請書と請求書のかわりを果たしておるところでございます。そこで、この計画書に基づきまして町職員と税職員が、転作の申請のあった農地、1筆1筆、すべての農地の現地確認を行って、確かにその農地が転作されているか、大豆、麦の作付が行われているかを確認した上で町補助金の支払いをしているというところでございます。これらの一連の事務を経て、平成19年度、営農組合に、麦ですと10アール当たり約1万円を町が補助しているということでございます。このように現地確認をし、申請のとおり確実に転作が行われている実績を確かめた上で補助金の支払いを行っておりますので、支出に関しての問題は薄いというふうに思っております。

しかしながら、町の補助金等交付規則にあるように実績報告書を提出しなければならないとの規定があります。このことが未提出書類と指摘しているのかなというふうに思います。また一方で町の規則で、町長が指定する補助金にあっては書類の全部、一部を提出しないことができるとしております。ですから、この書類の全部または一部を提出しないことができる、これをもとに歴代町長も、この規則によって実績報告書の提出はなくても職員等が現地で直接確認していますから、正当と認め支出してきたものと思っております。今後、利根町では北部地区等にも、こういった営農組合が設立されていくというふうを考えますので、営農組合に対する支援につきましては、今後、竜ヶ崎JA等あるいは県等の調整を図りながら営農指導をしていくつもりでございます。

次に、2点目の営農組合に支払われた総額はとの質問ですが、利根町の営農組合等に平成15年から平成19年度までに支払われた補助金は、総額で約1億3,700万円になります。なお、冒頭申し上げましたように、平成15年度から平成19年度までに水田農業経営確立対策事業から水田農業構造改革対策事業、また、米政策改革事業と3回の変更がございまして、町の補助金も、その都度変更になっております。そういった中で、平成15年度の営農組合への支払われた金額につきましては7組合で4,100万円、16年度の営農組合への支払われた金額につきましては7組合で3,500万円、17年度の営農組合へ支払われた金額につきましては7組合で2,600万円、平成18年度の営農組合へ支払われた金額につきましては6組合で約2,200万円、19年度の営農組合への支払われた金額につきましては5組合で約1,300万円というふうになっています。今後、補助整備事業の推進により営農組合がふえるものと思っておりますが、営農組合においては収益のよい作物などを取り入れて経営が成り

立つように、また、県及びJAが営農指導に力を入れてほしいというふうに強く願っているところでございます。

次に、3点目の追徴金について申し上げます。

再三申し上げますように、また、これまでも申し上げてきたとおり営農組合は税法上法人格を有していない任意団体でありますので、営農組合自体の申告の必要はないと思っております。また、各営農組合に支払われた補助金の使途については、次のように指導しています。

まず、町からの補助金は転作面積によって補助金を支払われていますけれども、その補助金から組合が作業上必要な経費を差し引く、また、営農組合構成員の作業参加日数に応じて作業に従事した組合員に、どういう形でわかりませんが、日当かなんかとして支払われているというふうに思っております。各組合員が個人の収入として、その日当等を税務申告をしているというふうに思っております。私は確かに惣新田営農組合の組合員に名を連ねていますけれども、名ばかりの組合員で作業に従事したことはありません。ですから、営農組合からの日当は受けておりません。ですから、補助金は受けていないというようなことでございます。

また、営農組合の追徴金問題とのことでございますが、先ほど申し上げましたように営農組合の課税はされませんので、個人への追徴金問題だと思います。この問題につきましては、平成19年4月定例会で答弁したとおり、個人の問題でありますのでお答えはできません。

次に、大きな2番目の特別職の給料の減額についてでございます。

はっきり申し上げまして減額する考えはありません。確かにご指摘のように町の財政状況は厳しくなっております。今後も、だんだん厳しくなっていくというふうに思われます。だからこそ今、一生懸命努力をしているところでございまして、職員ともども額に汗を流して、何がいいかというようなことで考えているところでございます。さきに公表した、また、追加した集中改革プラン、財政健全化プランに沿って点検をしながら、住民に負担をさせないためにはどうしたよいか、また、さらによいプランがないかなど、模索しながら今、事務事業を遂行している最中でありまして。

その中で今、利根町は土地の規制が大変厳しくて、何も利用できないと言っては失礼ですけれども、住宅以外には建たないと、そういう土地の規制でございまして。この規制を少し緩めて、少しでも幅広く利用する方法を考えながら今、作業を進めておるところでございます。しかし、一部には、この規則を緩めることに異論を唱える方もあるように見受けられます。いろいろな考えがあつてのことですから、それはいいですけれども、今大切なことは、将来に財源を生み出す方法をどうするのか、何であるのか、どうしたらいいのかを真剣に考えるべきだというふうに考えています。私は、用途を変更した上で広く情報を発信して、利根町でしたい、やりたい、また、進出したいという、そういう希望に燃える

事業主の目にとまることが先だというふうに思っております。その上で、物が、情報が、人が行き交うことも必要で、少し騒がしく感じられるかもしれませんが、その程度にしないと何事も先に進まないし、最初から身構えて、それはだめ、あれはこれ、これはだめだというふうに指摘に終始しては前進はないというふうに考えております。

また、用途と並行して道路の整備も重要でございます。いろいろと企業等に打診当たった経緯もございますけれども、話は4車線がほしいなという、そういうお話が聞かれます。対岸の、千葉県ですけども、道路計画もあわせて、県内利根町も将来に向けて大きく見直す必要性を感じております。見直すことによりまして、より大きく前進する可能性が今秘めているというふうに考えます。これらの上部計画につきましては、県の方へ赴いたときにもお話をさせていただいているところでございます。

以上のような私の考えを議員に申し上げまして、私の給料等をじゃあなぜ減額しないんだというような考えにつきましては、さきの議会で答弁した幾つかの、これは長くなりますので申し上げませんが、理由としてはそのようなことでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君。

6番（高橋一男君） それでは、2問目の質問をいたします。

ただいま町長が営農組合の補助金等につきまして、いろいろご説明の中で、まず、関係書類の未提出という質問に対して、町長は、規則の中に入っております事業計画書あるいは予算書、そのほか、決算書とか、請求書並びにもろもろの添付書類が、一般的には、補助金を受けるためには最低限この書類は必要であると、ここにちゃんと規則の第6条の規定に入っておりますけれども、町長が言っている部分は、それについてただしと、ただし書きを言っていますよね。この6条の一番下の線に、町長が指定する補助金等につきましてはと、書類は出さなくてもいいんだよと、そうなっているんですよ。これは第6条じゃないです。この次のページ、これは規則の内容ですけども、あらゆるところにただし書きが、町長が指定するものに関しては書類要らないんだよというふうに載っているわけですよ。そうしますと解釈によっては書類は全く要らないと、町長が指定すればね。特にですよ、今回の補助金の交付の仕方ですよ。先ほど町長が言っていました各個人が出されている水稻生産実施計画書、私、持っていますよ、これ。これは自分のものですけども、これともう一つ、町長が、先ほど提出書類何と何ということは一切言っていない、提出書類が1枚もないのかもしれない、言わないということはなかったんだろうと思うんだ、提出書類が。それともう一つ、これ農作業の委託契約、これは営農組合と一個人農家が相対で契約するものなんです、これは。ところが、町から言わせれば、この個人の計画書と契約書、これをもとに補助金出しているんじゃないかということ指摘しているんです。そうじゃないですか。ということは、全く書類提出がなかったと、ほかには、これ以外には。どうなんですか、ほかに提出書類あるんですか、それをもう一度、もしあるんだった

ら何があるのか、提出書類、それをお伺いします。

それから、確かに麦作、実際にやってみるととてもじゃないけれども、補助金目当てじゃないととてもつくれる状況じゃないと、これはわかっています。農業、これから利根町として、担い手、後継者不足に非常に大きな問題があるわけですから、この辺は、町としても農業関係については非常に支援していくことは、これはやぶさかではない。しかし、それとこの問題とはまた別であって、町長は、いつからこういう状況になっているかわからないと、前々からこういう補助金の出し方していたんだらうと。これは町長いつごろから、昔から知っていたんですか。その辺ちょっと、いつごろからそれわかっていたのか、それとも、今回初めて公になって気がついたのか、その辺ちょっと答弁してください。

それから、転作補助金の規則が平成5年に大きく改正されているんですよ。私は、平成5年とぴんと言われても、ちょっと15年も前の話ですのでよくわからないんですが、その当時、井原町長はどういう職責にいたのか、それと、そのときの町長はだれだったのか、その辺もあわせて聞かせていただきたい。

それから、組合総額の金額は確かに1億3,700万円、これは間違いございませんけれども、これだけのものをこれまでそのような支払いの仕方をしていたということですね。

それから、3番目の追徴金の支払いの責任の有無についてでございますけれども、これはあくまでも町長は個人個人と言っていますけれども、それじゃ、税務署側で一個人代表者に追徴金を出したんですか、それとも、営農中組合として出したのか、追徴金。それによって大きく違うんですよ。町長の言い分はあくまでも代表個人だと、我々関係ないんですから、言っていますよ。しかし、町長だって4組合の中の1人であって、なおかつ、もう2人確かにいますよ。もう2人の方は、あくまでも、さっき町長が答弁したように出日当で忙しいときに麦を刈って、そのときの日当で払ったのかとか、それはその辺はわかりませんよ。でも、そういう形の組合員だったのかなと、2人は。しかし、町長は結局、イチゴハウスのときに町長の名前で代表者で町長が補助金受けたわけじゃないですよ、これは代表者の名前でイチゴハウス建てたんでしょう。そうすると税務署から見れば、イチゴハウスも、麦の作業の方も、これは一つですよ、組合そのものは。そうじゃないですか。ですから、その辺をちょっと勘違いしているんじゃないのかな。個人じゃないと思いますよ。補助金もらうときは団体名で、そういう追徴金支払うことになったら個人だよということになるんじゃないですか、そうなるよ。違いますか。

これはあくまでも私は代表者の話を聞くと、前回は言いましたけれども約1,000万円弱というお金の話もしました、本人が。それで、今現在も清算していないと、しかし、その残金について、今後、2人の組合員に関しては、支払うとか、そういう話し合いはしてくれないと言っています、2人の組合員。ただし、井原町長に対しては、これは代表者の言い分ですよ、井原町長に対してはイチゴハウスの部分に関しては払ってもらいたいんだと、そういうことを言っているんですよ。そうすると、私が、それで聞きました。じゃあイチ

ゴハウスの分はその中の幾らなんだよと聞きました。ところが、本人は、その中の幾らとはわからないと、区別していないからわからないんだと。それで、代表者は今後、井原町長と、その件に関して話し合いしたいんだということをはっきり言っていました。それでも、私は関係ないと、あくまでも個人だよと、私は支払う責任もないんだよと言うのか、それとも、組合員の代表者と話し合いすることもやぶさかでないのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

それから、これは組合員4人の中で決算報告とか、年間何回かの会合は当然やっているんでしょね、組合員である以上は。その辺どういう状況でやっているのか、ちょっと聞かせてください。

それと、この組合員の補助金に関しては一時所得に当たるというふうに、ちょっと私、聞いているんですが、一時所得の扱いだと。そうなりますとどうなのでしょう、一時所得になると代表者個人なのか中組合の一時所得なのか、その辺も、もしわかったら答弁お願いします。

それから、2点目の件ですが、私は全く下げつもらないよと、そこまではっきり言われちゃうと、それじゃあ住民の負担もしないでやるよと、その後言葉出ないんですよ。そこまで言ってくれるんだったら結構ですよ。そこまで言って、そのかわり私も下げないよと言うんならいいけれども、5月に出した追加版では、いろいろ見直しがあるわけですよ。今ここで住民は大変原油の高騰あるいは国保税の高騰など、あらゆる物で値上がりして、そこに拍車をかけるように利根町の支払い財政見直し検討されて値上げということになったら、これは住民たまったものじゃないですよ。そこまで住民にお願いするのであればだよ、それだけ、そこまでお願いするのであるんだったら、我々、私、議員もそうですよ。我々も思い切ったことをやろうと思っています。特別職の町長、教育長、当然一緒になってやる意思がないんですか。もう一度伺います、その意思があるのかないのか。

それから、特別職のことで我々議員の中では、いろいろ検討しようと、町長、教育長の特別職の給料をもうちょっと下げたらどうだという意見が非常にありますよ、実際。この件に関して今後、全協並びにいろいろなところで協議をした上で、仮にですよ、もし議員提案かなんかで意見書かなんか出された場合、町長が、その結果によって町長自身考える意思があるのかどうか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

2問目終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 組合の、まず、書類等の件なんですけれども、細かいことは担当課長に答弁させますけれども、私は先ほども申し上げましたように、なぜそのただし書きが補助金の規則のところに載っているかと、これをよく考えていただきたいんですよ。特殊性があるんですよ、特殊性が。ですから、そういうただし書きで、こういうものについ

ては提出が難しいんじゃないかというふうなことで、これを今までもずっとやってこられたんだというふうに私は思っていますよ。じゃなかったら、どっかでもって改善すべきであって、私も、これでは、農協の職員あるいは役場の職員が実際に田んぼの中に行って、それで、麦、大豆を確認して、少ししか作付されていなければ、その面積を測量して、これは何平米ですよということでもってやっているわけですから、それに対して、その面積の積み重ねが補助金ですよ。ですから、その実績があれば、私は、それで何ら補助金の支出としては間違っていないというふうに思っています。ただ、その実績報告書をとこの文言があるものですから、それがどうも引っかけますから、その改善策については先ほどお話申し上げたとおりでございます。

それから、一生懸命、追徴金のお話をしますけれども、追徴金はあくまで個人の問題ですから、この議会で個人の税金の懐のお話をとやかく話すべきでは、私、ないと思うんです。わかりませんよ、そういうことは、はっきり言って。ただその税法上の問題で、その補助金が何に当たる、一時所得と言いましたけれども、私は、一時所得には当たらないような感じがしますけれどもね。これはあくまで個人の所得に割り振られて、それで個人が申告すべき補助金の性質だなというふうに私は思っています。

それから、給料をどうのこうの、特別職の給料についても話がありましたけれども、これは一つの議員の考え方、その提案として受けとめておきます。また、議会の中でいると私も含めた中での給料について、報酬等についてお話が出るのは、それはそれで結構です。しかし、私の方の給料等につきましては、また、特別等々の報酬審議会というのがありまして、その中でもいろいろご審議をいただくというような手続がありますから、議会の方は議会の方で大いにやられれば、それで結構だと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

経済課長（石井博美君） 今の問題にお答えいたします。

転作に伴う提出関係書類なんですけど、実は19年度から現在のJA竜ヶ崎の方で取りまとめを行っております。それで、書類関係ですが、営農計画書及び多用途米申請書、あと、農作業委託契約書というような形でもって、その計画書と申請書によって転作の実施ということで、うちの方へは、その控えが届いているということで確認させていただいております。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君。

6番（高橋一男君） それでは、最後の質問をいたします。

町長、先ほど追徴金に関しては一個人の問題であると言っていますよね。本当に個人の追徴金で、じゃあ補助金は個人におりているんですか、個人というのは、あくまでも我々含めたこういう各個人が出した提出、これに基づいて我々は個人で補助金もらっています。

私も、これについては麦つくった補助金としてもらっていますよ。これはこれで個人ですよ、確かに。しかし、これを集計した全体の営農組合に支払っているものは、本当にそれも個人ですか。私、ちょっと税金の方はよくわからないんで、町長が個人だと言うのは正しいのかどうかわからないんですけれども、本当に個人なのかな。じゃあ逆に聞くと、井原町長がイチゴハウスやったの、平成13年につくりましたよね。あれも個人ですか。個人、だれの名前ですか、だれが経営しているんですか。その辺ちょっと、最後、聞かせてください、あれも個人なのか。税務署としては、代表者個人に対して。あくまでも調査した結果、追徴金を出したのか、それとも、中営農組合団体として、組合の全体の事業の中の追徴金だというふうに出したのか。私はそっちだと思っているんですけれども、これは、私、専門家じゃないからよくわかりませんが、その辺、町長わかっているんでしょう。その辺は、答弁できたらしてくださいよ。

それから、今、担当課が、まるで書類いろいろ提出したように言っていますけれども、それはあくまでも個人がしたやつでしょう。個人で提出したもの、例えば営農組合の代表者だれだれという、例えばですよ。法人格の法人扱いになっている営農組合もありますよね、今現在。そうすると、法人としての代表者の判こを押して、それで補助金申請書というものを正式に町へ出してあるのかどうか、これが建前出すべきだと思いますよ。本当は、補助金受けるには、営農組合で。それはないんじゃないですが、ただし書きがあるから要らないのかということになると、このただし書き見ると何にでも該当してしまうんですよ、これ。町長、このただし書き見ると、どんな補助金でも出ますよ、これ、極端に言うと、町長が認めれば。そんないい加減な補助金の出し方なんですか。きちっとした書類があって初めて補助金申請書、請求書、これ当たり前につけるはずなんですよ、多額の補助金もらうには。それがついていないということ、それでもただし書きがあるから問題ないと、そう言えるのかどうか。最後ですけれども、答弁ひとつよろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） お答えいたします。

この税金問題についてはあくまで個人ですから、これはご理解いただきたいと思います。ましては税務署でどういう調査しているかわかりませんが、それも全部、個人の所得として税務署が把握した中で申請等の申告をしているかだと思います。

それから、書類の件なんですけれども、何かちょっとご理解いただけない面がありますね。後でよく、一般質問終わってから、もう時間ありませんから、聞いてみてください。再三申し上げているように個人から上がってきた書類ですね、その中には筆数のようにありますよ、何つくる、何つくとね。それを通常は個人で役場に提出しますよね。そうじゃなくて、作業委託している場合です。麦、大豆をつくるのに、個人ではできないから組

合に頼もうと、あるいは、会社に頼もう、その組合に対する補助金ですよね。ですから、代表者で当然そこへ行きますけれども、その補助金のその用途については、組合の、さっき言っているようによくわかりませんが、いろいろな作業等から出てくる労務によって、内容によって分配されるんですから、個人の所得になるわけですよ、そこから先は。だから、それはどういうふうに分配されたかというのは私どもにはわかりませんが、その前段の段階で現地を確認して、補助金の性格が1筆ごとの積み重ねの補助金であるということから支出をしているわけですから、しかも、現地確認しているわけですから。ですから、その転作をしたことによる補助金ですから、麦をつくられていることに対する補助金ですから、大豆をつくられていることが確認されたことによる所得補償的な助成金なんだから、別に、私は、このただし書きの要項を適用しても問題はないというふうに理解しております。

以上です。

6番(高橋一男君) 営農組合の会合はどうなっているのか、抜けているよ。質問したのに答えていないの。

議長(岩佐康三君) 高橋議員にお伺いしますが、先ほどの質問の中では、営農組合の補助金というのは個人なのか組合団体のなのかという中で質問されていますが、営農組合の中でどう討議したかという質問はありませんでしたよ。

6番(高橋一男君) そうような決算報告どのくらいやっているんですか、会合しているんですかと。

議長(岩佐康三君) そういうことであれば、町長、答弁してください。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) 一番最初の冒頭でも議員にお話しましたように、私は、そういったものは、会合に出ていないから補助金は受けていないと申し上げたでしょう。ですから、その辺からお察しいただければよろしいかと言いました。

議長(岩佐康三君) 高橋一男君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を2時25分とします。

午後2時13分休憩

午後2時25分開議

議長(岩佐康三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番通告者、4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番(白旗 修君) 4番通告、4番白旗 修でございます。私は大きく三つのことに

ついてお伺いたします。

1 番目、町の歳入増収策を具体的にどのように立てているか、町財政の見通しが悪化していく中、抜本的な歳入増収策は今なお見当たりません。場外馬券売り場誘致は有力な増収策の一つでありましたけれども、町長は真剣な検討もせず捨て去ってしまったと私は思います。平成18年度に策定した集中改革プランは、当初から歳入増収策としては極めて不十分であり、今も、その状況は変わっておりません。今後どのような抜本的な増収策を立てようとしているのかをお伺いします。

2 番目、町単独の補助事業の状況を伺います。利根町では、平成19年度に町単独の補助金、これは扶助費を一部含みますが、を28件、金額で8,800万円強支出しています。これらの補助金は住民の税金等を原資としているのであり、補助金の使用目的と使用結果については、当然、町が厳正にチェックしていると思います。補助金交付団体や個人の事業計画と予算及び事業報告と決算は、だれがどのような方法でチェックしているのでしょうか。最近、問題になる事例はなかったのでしょうか。補助金支出担当各課にお伺いします。ただ、たくさん課があるかと思しますので、経済課のみに絞ってお伺いをしたいと思います。

3 番目、乗り合いタクシー事業とスクールバス事業の実績を伺います。ことし4月から始まった乗り合いタクシー事業の8月までの5カ月間の利用状況と収支状況を伺います。また、乗り合いタクシーと福祉バスを利用したスクールバス事業について、同様の報告を求めます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 白旗議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

初めに、抜本的な増収策はということでございますけれども、町有地等の土地の有効活用が、私は、町の将来の自主財源の確保に大きな影響を及ぼすというふうに考えております。そういった中で旧利根中跡地につきましては、6月議会でも答弁いたしましたけれども、今現在の用途を引き上げて変更をしていかなければならないというふうに考えます。そのためのいろいろなこれまでの段階、手段として町の振興計画の基本構想の見直し、あるいはまた、第3期基本計画の策定を行ってまちづくりを推進するために将来の都市像を含めた都市計画マスタープランの見直しを進める。また、県知事の権限でもある再三お話が出ております用途地域の変更ですね。これをできる限り本町の意向に沿った形で許可になればなど、整備されればなどというふうに思っておるところでございます。これらの整備が整った時期を見計らって、有効利用について広くインターネット等を活用いたしまして発信をしていきたいと、お知らせしていきたいというふうに考えておるところでございます。

確かに議員ご指摘のように、集中改革プラン等では歳入の増収策としては大変極めて不十分だというのは、私もわかっております。わかっておりますけれども、今現時点では用途の変更しかない、将来を見通した場合にはそれ以外にないというようなことでございます。議員も、いろいろお考えあつてのこういったご質問でございましょうから、いろいろご提言を含めた中で、抜本的な具体的な案があればお示しいただきたいというふうに期待をするものでございます。

次に、2番目の町補助金の事業計画と予算事業報告と決算はだれがどのような方法でチェックしているかというようなご質問でございます。補助金の対象となる事業は町補助金交付規則によって、公益を増進する事業、また、行政が本来行うべき事業、町として保護、奨励すべき事業などに対して補助金を交付しているものでございます。その補助対象となる事業を所管する各課等が窓口になりまして、補助金も行政改革としての見直しを掲げておりますので、予算編成方針や集中改革プランによる補助金の見直し方針など、各団体等へ周知し、その上で事業計画及び予算を編成しているところでございます。

また、実績報告と決算につきましても、所管する各課において事業実施状況を把握しながら、事業終了後に実績報告書を提出いただき、町補助金交付規則、または、補助金ごとに定めている要綱等に基づいて、公正かつ効率的に使用されているかどうかなどをチェックをしているところでございます。あと、詳細は課長から答弁をさせたいと思います。

あと、以下、担当課長の方から答弁させます。

議長（岩佐康三君） 経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

経済課長（石井博美君） それでは、白旗議員のご質問にお答えしたいと思います。

経済課において問題になる事例はなかったかということなのですが、今までにはないものと思っております。しかし、これからは個人情報も含めて、転作の方の実績報告について個人情報の問題もありますので、これは今、転作の推進事務局でもありますJA竜ヶ崎と内容を見直しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、ご答弁申し上げます。

乗り合いタクシー事業の実績というようなことでございますが、利用状況は8月27日現在で、乗り合いタクシー利用者の登録者が685人でございます。また、延べの利用者数は4,055人で、内訳でございまして、一般の利用者が941人、子供たちの利用者が3,114人となっております。一般の利用者の方の行き先で多い順に申し上げますと、1番目が龍ヶ崎済生会病院、2番目が国保診療所、3番目が竜ヶ崎駅ということでございます。

次に、収支でございまして、乗り合いタクシー運行の委託費が232万2,350円、燃料代が

35万1,218円、乗り合いタクシー予約センターの人件費が93万6,490円、その他の経費が9万9,750円でございます。総額で370万9,808円となっております。運賃収入でございますが、127万5,200円で、このうち93万4,200円が子供たちの運賃ということで教育委員会において負担することになります。一般の利用者の運賃収入は34万1,000円でありました。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、白旗議員のご質問にお答え申し上げます。

乗り合いタクシーと福祉バスを利用したスクールバス事業の4月から8月までの利用状況とのご質問でございますが、初めに、福祉バス利用の児童数でございますが、4月の布川小児童の登校時乗車人数が336名、下校時が51名、文間小児童の登校時が394名、下校時が252名で、合計で1,033名でございます。次に、5月の布川小児童の登校時乗車人数が419名、下校時が58名、文間小児童の登校時が497名、下校時が279名で、合計で1,253名でございます。続きまして、6月の布川小児童の登校時乗車人数が449名、下校時が83名、文間小児童の登校時が517名、下校時が285名で、合計で1,334名でございます。次に、7月の布川小児童の登校時乗車人数が297名、下校時が69名、文間小児童の登校時が363名、下校時が141名で、合計で870名でございます。

なお、7月19日から8月31日までは夏休みでございましたので、7月の乗車人数が少なくなっておりますことと、また、8月の乗車人数はゼロとなっております。4月から8月までの福祉バスの乗車人数の総合計は4,490人となっております。

続きまして、文間小学校の児童のデマンドタクシーの利用状況でございますが、4月の登校時の乗車人数が311名、下校時が394名、合計705名でございます。5月につきましては、登校時が381名、下校時が508名、合計で889名でございます。6月の登校時が395名、下校時が457名、合計で852名でございます。7月の登校時が277名、下校時が391名、合計で668名でございます。

なお、8月の乗車人数は夏休みのためゼロとなっております。

先ほど企画課長からもございましたとおり、4月から8月までのデマンドタクシーの児童の乗車人数は3,114人で、児童分の使用料金は93万4,200円となっております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君。

4番（白旗 修君） では、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、1番目の歳入増収策、具体的にどのようなことを例えば。先ほど町長からは逆に私に質問がありましたけれども、どうすればいいか知恵を伺いたいとおっしゃっていましたが、これは、私は前々から申し上げておりますけれども、今この財政改革についてどの

ような形でやろうとしているか、もちろん集中改革については、ある程度データも出てまいりましたけれども、その財政再建についてのプロセス、それから、その方法、そういったようなものが我々一般住民には見えない状況であるということ指摘したいと思います。私は前から言っているんですけども、こういう大きな問題をその検討のプロセスも見えないような状況で、住民にオープンにせず、住民の参加を求めず、庁内でやっているようなふうに見えますけれども、そういうやり方でいい知恵が集まるはずがありません。私は、前々から住民参加とか、そういうようなことを申し上げているんですが、その全体の仕組みとして条例をつくるかというようなことも提案をしておりますが、そういうことをおやりにならないから、一つは、一つの原因ですよ。そういうことがあると思います。だから、私は、もう少し検討するプロセスを再検討すべきではないか、住民をちゃんと入れてオープンにやるべきではないかというのが一つ。

それから、先ほどからほかの議員の質問に土地の用途変更が終わらない限り対策が打てないというか、いろいろ企業が来ても応じられないようなお話をしていますが、これは全く考え方が違う、つまり手続優先で考えている発想が間違っていると私は思います。これは場外馬券の場合もそうですけれども、まず町として、こういう例えば企業を誘致して、あるいはこういう町おこしをしたい、そのためにこの土地をこう使いたいという意思がはっきりしていれば、県が何を言おうと、それは、もちろん極めて非常識なことを言えば別ですけども、それを県が遮る理由は全くないはずで、場外馬券売り場のときにも町長がそういうことをおっしゃったから、ある官庁に問い合わせましたけれども、やはり私と同じ答えが返ってきました。だから手続、用途変更が前提だという発想がそもそも間違っているのではないではないかというわけで、そういう発想の変換、あるいは、行財政改革のやり方の変更を私は提案をしたいと思います。

それから、2番目の町単独の補助金事業について全体で、平成19年で8,800万円くらい出していますね。それで、先ほどの高橋議員からの質問にもありましたけれども、この町単独の補助金を出すときの補助金等の交付規則というもののの中にただし書きがある。つまり本来は補助金の交付申請のときには事業計画書、収支予算書等を提出することになっていますが、ただし書きで町長が指定する補助金にあっては書類の全部または一部を提出しないことができるとなっています。これは申請する場合、第6条ですね。それから、その事業が終わった後には、事業の結果の報告書、そして、収支決算書を出すことになっているわけですが、基本的には。しかし、これも、たしか第15条だと思いますが、これも実績報告も収支決算も出さないでよいと町長が指定する場合とは、こうなっています。私は、こういう規則って考えられない。そこで、こういうことを書いてある以上は、どの補助金については出さないとか出すとか、そういう書類を出さなくてもいいとか、そういうものがちゃんとしたりストであるのではないかと私はと思いますが、そういうものがあるかどうか、もし、出さなくてもいいという補助金についてはどういうものがあるのか、そういう

ことを教えていただきたい。

私は、このあれを見てネットで探しました。今、大変便利なことに、あらゆる市町村の例規集をのぞくことができます。この同じ単独補助金の交付規則というのがいろいろなところを出していますけれども、ただし書きがついている規則のある自治体は、私が見る限りありませんでした。あるかもしれませんけれどもね、私が全部見ていない面もありますけれども。そういうようなことから言っても、通常考えられないことであります。

ですから、先ほどから一応現地調査をやって確認はしていると言いますが、現実には、やはり転作に対する報償といいますが、そういうような意味合いがあると言いますが、実際は、その補助金を使って何らかの営農行為を行う。もちろん個人の農家、そして、営農組合もそういうことをやるわけですが、これが非常に補助金の額が高いんですね。5組合くらいあるんですけれども、その5組合くらいの補助金の額というのは、昨年度の例ですが、平均で270万円近い補助金が出ています。全体で昨年場合は、営農の生産調整達成者奨励補助金というものが4,670万円くらい出ています。そのうちの3,300万円が個人の農家426件の農家に渡っています。それから、これはそこから引きますから1,340万円くらいですが、それくらいが5組合に分配されているわけです。これは非常に大きな金額で、私たちのほかの補助金を申請する場合でも、こういう予定も出さない結果も出さないという補助金の出し方は極めて異常であって、こういうやり方をやっている自治体も非常に少ないということが現実のことであります。ですから、どうしてこういうようなことが今まで行われてきたのか、町長はそういうことについて何ら疑問は今まで持たなかったのか、お聞きしたいと思います。

それから、乗り合いタクシーのことですけれども、先ほど企画財政課長はスクールバスとして使う児童の数字も入れて乗客数を言いましたけれども、児童は乗り合いタクシーの分は約3,000人あるんですね。この3,000人は町のお金でやっているんです。私が前々から問題にしているのは、こういう乗り合いタクシーのようなものが行く行くは必要であるとしても、今の段階、こういうことを多額のお金をかけて今早急にやるべきではないかということをおし上げております。ですから、基本的に赤字になるのはわかっているんですが、その赤字を抑えようとする努力がどこまでなされているか、結果どうなのか、それをお聞きしたかったわけでありまして。

先ほどの企画財政課の課長の数字は、乗客の数は、利用者の数は児童数3,000人くらいを入れてありますから、全くその数字は外していかなければならない、なぜかということ、その児童の分は町がお金払ってやっていますから、児童からは一切お金とっていませんから。私が見たところによりますと、乗り合いタクシーは計画から申し上げます。計画は年間1万4,400人予定をしております。これは1日60人、240日稼働するという計画であります。そうすると1万4,400人なんですね。月平均でいうと1,200人、4月から8月までですから5カ月間ですから、6,000人乗ってやっと予定の赤字におさまるんです。ところが実際は

乗った人は月平均で192人、1,200人乗らなければいけないところを192人です。5カ月間ですから、6,000人乗らなければいけないところが959人しか乗っていません。これは乗客の見込み数のわずかの16%しか入っていません。16%でしかないんです。それから、計画では龍ヶ崎に通う高校生も乗るであろうという計画を立てて、これが年間6人、96万円の高校生の通学用の収入ができると思っておったようですけども、この5カ月間、高校生はだれも乗っていません。つまり96万円のうちの、96万円は年間ですから5カ月で割ればもっと半分以下になりますけれども、要するに予定の高校生は全く入らない。それから、利用者は計画の6,000人に対して5カ月間で959人です。ここで得た収入は何かといいますと、34万8,000円です。予定は250万円収入を予定していたところに、わずかに34万8,000円しか収入がないのです。これは予定の14%しか入ってこないわけです。これを利用者1人当たりどれくらいお金をかけてこの乗り合いバスをやっているかということ、大雑把に言うと1人のお客さんについて6,000円ずつお金を出して乗せているというのが5カ月間の事実です。計画では、大雑把に言って1人当たり600円赤字を出してもいいという計画になっていたんです。ところが、実際の実績は6,000円ですから、10倍の赤字を出してこのサービスを今やっているということです。私が、おかしい、そういうことをよく住民にも知らせた上で実行するかどうかを決めるべきだということも言っていたんですが、それは一切無視して、結果、やっぱりこういう結果です。じゃあ、これから一生懸命キャンペーンを張って、じゃあ計画数値になるか。私はそう簡単にはならないと思います。

それから、もう一つ大事なことは、この乗り合いタクシーというのは、実は社会福祉協議会で、特に体の悪い人たち、老人を含めて、そういう人たちのための送迎サービスというのをやっています。これは民間のボランティアの車を出していただいて、燃費を受け持って、そして、その利用者にはある程度の金額を分担してもらう。この社協の送迎サービスは、例えば済生会に行くのに往復で1,400円か千五、六百円かかるんです、これは待ち時間を含めるともっと多くなりますけれども。ところが、この乗り合いタクシーで行けば、これは500円ですから往復で1,000円あればいいわけです。片一方は千五、六百円かかる、少なくとも5割増以上のお金を払う、これは同じ住民に対して必ずしも平等ではないということが言えると思います。もちろん社協のやっているそのサービスとこっちとは、目的が若干違うところがあります。だけれども、現実の問題としては、そういう不公平が出てきている。それをどう調整するかという検討は全くやっていないで勝手に突っ走ってしました。私から言わせると勝手に突っ走ってしまっている。この社協の送迎サービスを利用しているお客さんには何ぼかかっているかということ、約1,200円かかっています。総収入と支出との、それから、人数で割ってみますとですね。同じサービスをするのに社協の送迎サービスでは1,200円のコストでできるんです。乗り合いタクシーは6,000円のコストをかけているんです。こういうことを予見できるはずですし、予め調整できるはずですけども、全くやってこなかった。一切、私が何回も言っても無視してきた。

これは平成19年度から21年度までは、頑張る地方応援プログラムという総務省の補助金が出るんですね。だから、補助金が出るから来年までは一応負担がないんです、一応。でも、これ、来年度でやめますと言えますか。言えないと思いますね、やり出した以上。ということは、今私が申し上げましたように稼働率が16%くらいですから、年間の収支予定計画ではスクールバスを除いて860万円の赤字を予定しているんです。スクールバスの300万円上乗せしますと、1,400万円から1,200万円くらい毎年赤字が出るんです。ところが、これは計画ですからね。計画の16%しかお客さんが乗らないということになると、これはぼおんと上がるわけです、赤字が。そして、平成21年度からは全部自分の町で負担することが基本なわけです。またどっかの補助金もらえるかどうか知りませんが、いずれにしても補助金がもらえるからやるということとは限らないでしょうけれども、極めて私から言わせると基本的なところの詰めが全く甘い、それから、住民に対するサービスの公平性という点でも全く考慮していない、こういうやり方を今後どう改善する気があるのか。多分、企画課長なんかは、そういう試算もやっていないと思います。そういうレベルでしかこの事業はスタートしていない。それは、私は、住民の大事なお金を使って、この事業もそうですし、補助金もそうですし、そういうむだなことをやって、それで住民から今度、来年から、いろいろとサービス料を上昇させるとか、税金を高くするというのはとんでもないことではないかと。ですから、この乗り合いタクシーについては、今後どういうふうにするか、この点についてお伺いしたいと思います。

2回目を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えをしてみたいです。

まず、財政というか、財政改革の件なんですけれども、手続優先というのは誤りじゃないかというようなご意見が今出ましたけれども、私は行政を預かる者として、やはり手続は大切にします。これは、できもしないものをあれもやるこれもやる、それは責任がない人が言う言葉なんですよ。県とも調整しなくてならない、国とも調整しなくてならない、それを行うのにはどういった法律がそこで障害になってくるか、それらを一々チェックしながら、それらを何ていいますか、それらをうまくその法に合ったような形で今考えていることがいかにできるか、クリアできるかというのが、やはり私の考えていくことだと思うんですね。最初から何をやるかにやるという、その目的にあった用途というのは、これでは上の方が許しませんよ、はっきり言って。競馬場持ってくるから用途変更します。だれも信用しないですよ、みんな反対されますよ。とにかく広く土地利用を考えたい、そういうことでやっぱり用途変更は考えなければならないんですよ。ですから、その辺を言うと、本当に財政を考えていてくれるのかな、逆に私の方が疑問を持つときもあるんです。そういうこともひとつお考えいただきたいというふうに思います。

それから、補助金のただし書きについては、インターネット等でごらんになって、そういうただし書きがないというようなことですが、うちの方でも総務課長が調べた結果においては、あるというようなことですので、ちょっと課長から答弁をさせたいと思います。

それから、農業補助金につきましてでございますけれども、大変難しいんです。この農業というのは古来、今までずっと利根町におきましても、もう100年の怨念があるわけですから、隣近所は水問題、境界問題。ですから、この営農組合なりなんなり、共同作業そのものが非常に難しい。共産圏であれば別ですけども、この日本の国では、殊、農業に関しては非常にそういう難しい面があるというふうなことをご理解いただけないと先へは進めません。

いろいろ団体を育成するため補助金は出しているんですけども、今ようやく法的に二つの会社ができただけですよ。これまで幾ら行政が、あるいは関係機関が援助をして、指導という言葉じゃないですけども、いろいろと一緒にしてお話してきた中でも、ようやく二つが今自立して、それが成功している。成功という言葉はいけないんですけども、会社がそこまで設立されたということですよ。こういうふうにしないと生きていけないですよ、日本の農業は。我々は米食って生きている日本民族ですから、やはり今後も今やろうとしている北部地区等については、まず最初から会社組織というのは到底無理なんで、仲間をつくって、それで、まず自分の土地なんですけれども、その権利をいかに相手に譲るか、そういうことから仲間づくりをして農地を集めて、それでいかないと、利根町の農業はというか日本の農業はだめになるというふうに私は思っております。

それから、乗り合いタクシーの件なんですけれども、予定と、といいますか、計画と大分違っていると、そういうことで計画が甘いというような大変ご指摘でございます。そのとおりだと思いますけれども、実際に弱者、動けない人、ちょっと近くでも町内へ行ってみたいなど、そういうように思う人の足の確保というのは、じゃあどうすればいいのか。福祉でやっている有償等のやつが利用できない中では、やはり今後高齢化していく利根町の将来を見据えたときには、やはり今から利根町というのは、そういう福祉の面にも少しはお金をかけているんだなというのは、やはりこれは対外的にも、また、町民みずからも、やはりこれはみんな一緒になってやはりやっていく必要があるんじゃないのかなというふうに思っております。特定財源の話もありますけれども、とにかく使われている人の言葉というのは大変ありがたいというような言葉をお聞きしていますので、しばらく様子を見たいといいますか、続けたいというのが私の考えでございます。

細かい点については、それぞれの課長から答弁をさせたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 先ほどの単独補助金で補助金交付要綱の中にただし書きがあるのは、近隣では龍ヶ崎市と牛久市の補助金交付要綱の中に、市長と町長という名前は違いますけれども、同様の規定がございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど乗り合いタクシーの件でいろいろご質問がありましたけれども、まず、調整をしなかったというようなことでございますけれども、社会福祉協議会の福祉有償サービスにつきましては道路運送法の第79条によります陸運支局に対しての登録を行いまして行う事業でございます。利用対象者は介護保険の要介護認定を受けた方や障害者など、公共交通機関を利用できない方を対象に登録をしていただいて、通院あるいは介護のなどの輸送サービスを実施しているということでございます。一方デマンド型乗り合いタクシー事業は道路運送法の第4条によりまして陸運支局から許可を得て運行します一般乗用旅客自動車運送事業でございます。利用対象者は、その運行区域の中の方で登録をしていただくという必要性がありますが、そのほかの条件はございません。だれでも利用できる交通機関となっております。

先ほど白旗議員からも例を挙げて料金のことがありましたけれども、利用サービスを使って龍ヶ崎市の済生会病院の方に行って往復を利用した場合ですけれども、福祉有償輸送については付き添い者等もある場合もございますので、それを含めまして往復で1,600円、これは待ち時間がない場合です。デマンド型乗り合いタクシーは2人分になりますと約2,000円という形になります。この福祉有償輸送事業とデマンド型乗り合いタクシー事業は、先ほども申し上げましたが法律上の事業区分も異なりますし、運行に必要な運転者の免許条件、福祉有償輸送につきましては第1種免許でもいいということになっていまして、ご承知のとおりタクシーにつきましては2種免許ということで、免許の条件も異なります。また、適正な運行を管理する運行管理についても異なってくるということでございます。そのようなことでございます。

利用状況についても先ほどご指摘がございましたが、4月からの利用状況でございますが、4月は一般の方80数名でした。町内の医療機関や金融機関がありまして、5月、6月、7月と徐々に利用者もふえてきているような状況でございます。これからは皆様方に気軽に使ってもらえるようなPRをしていきまして、子供たちからお年寄りまで幅広く使っていただければありがたいと、そのように思っております。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君。

4番（白旗 修君） 時間がございませんので、済みません、先に3問目に移らせていただきます。

先ほどの1問目の問題ですけれども、私は手続を無視しろと言っているのでは決してありません。要するに町として、あるいは町の町長として、こういうことをやりたいんだからという、もちろん後ろに議会や住民のそういう同じ思いがなければいけないわけですが、ですから、町長のそういう意気込みがそういう問題を解決するんですよということを申し上げたいです。それは、おっしゃっているようなやり方で言えば、例えばある大きな企業が仮にこの町に工場を進出させたいと、その会社の事業計画からいって、この年度末までに、例えば3カ月以内に結論を出したいんだと言ってきたときに、非常にいい条件で受けたいと思っても、用途変更の手続が終わらないうち、何ともお答えできませんなんて言っていたら企業が逃げていくわけですよ、例えばの話。だけれども、もしそういう提案があって、住民も議会も、これはすばらしいぜひ誘致していただきたいということになれば、何がなんでも県に言って早く手続認定をしてもらえるはずですし、県がそんなことでだめですなんて言うはずがない、もし言うとなればとんでもない問題だと思います。私は、手続をないがしろにしろと言っているんじゃないんです。そこをひとつ、そういう姿勢でやっていくべきではないかということをお話しているわけです。

それから、2番目ですね。単独事業の補助金の支出の件ですが、農家の問題は非常に難しいからなかなか大変だというような趣旨の答弁ですけれども、これも全く世間に通る答弁じゃないんじゃないでしょうか。ごく身近におわかりのように国会議員の政務調査費なりなんりの使い方が余りにもおかしなことが暴露されて、やっと領収書をうんと細かいところまで出すような方向に持ってこれた。でも、あれはだれも言わなければあのままで過ぎちゃうわけですね。やれないことはないんです。みんな、自民党に限らず、大変だ大変だと、そんなことできないと言っていたけれども、やれるんです。やり方をどう工夫するかが大事でしょう。そういうことで、難しいからできないというのは全く理由になりません。ほかの自治体で、私はたまたま見れなかった、総務課長は見たのかもしれませんが、それはどういう理由でそういうふうになっているか調べていただきたいし、先ほども申しましたけれども、うちではどういう補助金については出さなくてもいいというリストがあるのか、それもまだお答えいただけませんが、どっちにしても、そういうただし書きがついている規則あるいは条例というのは根本が間違っているんです。間違っている方に、そういうところもあるからやるという発想は全くいただけませんね。ですから、やり方をもう少しクリアに、我々の税金使って補助をしているんですから、しっかりそこは行政としてはやるべきではないでしょうか。その点もう一回確認をしておきます。

それから、最後に、乗り合いタクシーのことですが、利用している人は喜んでいる、当たり前ですよ。利用している人が喜ぶのは当たり前ですよ。しかし、登録者で400何十人ね。実際に固定的に使っている人は200人くらいだろうと思います。ちょっとそこは正確に……。そうすると約6,000所帯の中のわずか200ですよ。だから、もちろん大事なんです。将来的に、私は、こういうこと必要だと思っていますけれども、今これを急いでやる

べきではないんじゃないかということは再三言っているわけです。財政課長が言っているように、法的なバリアがあるのも知っています。社会福祉でやっている送迎サービスと、それから、乗り合いタクシーとは根拠の法律が違うのもちゃんと知っています。でも、そういうところをどう乗り越えて、より公平に、よりお金のかからないサービスをやるかということを検討してくださいと、もう何回も言っているけれども、やっていない。だから、そういうその根拠法が違うからできないんだというのは逃げでしかありません。それは特区のやり方だってあるだろうし、企業では、役所が霞ヶ関がノーと言っているものを覆してやらせるようにできたものもあります。そこまでへのことをやるのは大変でしょうけれども、いずれにしましても、そういう私から言うとみんな逃げ口上でしかない、もっと住民のために考えて、本当により多くの住民が納得できるようなやり方でやっていただかないと、とても来年度からの値上げについては応じたくないと思うのが普通ではないでしょうか。そんなことで、乗り合いタクシーも、もう少し総合的に社協と相談したと言うけれども、私が聞いているところでは、ほとんど相談らしいものはなかったという話もありますけれどもね。だから、そういうところ、本気に、私が言っているような考え方で知恵を絞ってやるという方向で、今後さらに検討するかどうかお聞きいたします。

以上です。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） いろいろご指摘をいただきましたけれども、まず、町として財政を考える上でやはり用途変更というのは必要であると。今議員もご指摘されましたように、大きな企業が来るといようなときに用途変更しているから待っているといようなことであっては逃げていってしまうんです。その前の段階として、ですから、早目にこの用途変更をしていくと、泥棒を捕まえる前の縄をつくるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、農家というか、農業に対する補助金等についてなんですけれども、これから北部地区あるいは西部地区等についてやっていくわけなんですけれども、この補助金体系につきましては、いろいろ、その市町村でのやり方というか考え方というのはあるかと思うんですけれども、私どもは常に、今回もそうしたいと思うんですけれども、北部地区の皆さん方が今後農業経営でどういうふうに関わり合いしていくのかと、そういうことも意見を聞きながら、その経営に合った中で何に、じゃあどの部分に補助したらいいのかということを考えながら、やはりこれは生産者とひざを交えながら考えていくものかなというふうに考えますので、今後もそういうふうにしていきたいというふうに思っております。

それから、デマンドにつきましても、喜んでいる人は確かに喜んでおりますけれども、利根町が今、大変急激な高齢化社会に向かっていますので、この利根町に住んでいる人たちが、今からこういったPR、今は少し赤字かもしれませんが、この走らせること

によって、私たちの老後も、ちょっと近くに行くのにも少し安心だというような姿勢も、やはり早く見せなければならぬというふうに思いますので、その辺ご理解いただければなというふうに思っております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を3時35分からといたします。

午後3時22分休憩

午後3時35分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番通告者、10番五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄登壇〕

10番（五十嵐辰雄君） 5番通告、10番五十嵐辰雄でございます。通告によりまして次の4点について質問いたします。

1番、災害に強いまちづくりについて、2番、利根町都市計画マスタープランの改正作業について、3、3期基本計画について、4、専門委員の調査研究について。

まず、災害に強いまちづくりでございますが、第4次利根町総合振興計画基本構想は、だれもが安心して豊かに生活できる元気なまちの実現を目指しています。総合振興計画基本構想は平成20年3月に一部改正されました。改正の理由につきましては、次の2点を上げています。1番ですが、現在の構想は策定してから約10年が経過し、将来の人口の想定と実際の人口に差が生じていること、2番として、土地利用構想においても若草大橋の開通に伴い見直しが必要なため、このように改正の理由がつけられています。構想の中で、具体的には災害に強いまちづくりについて、地震や火災、水害など、不慮の災害から町民の生命、財産を守り、安心して生活できる環境をつくるために災害に強いまちづくりを推進しています。

質問については、正確性を期すため行政資料に基づき質問いたします。その内容といたしましては、消防白書並びに防災白書及び利根町の行政資料等を参考とし、井原町長が実施する施策について質問します。簡潔に質問します。1番、総合防災訓練の実施、2番、自主防災組織による防災まちづくりの推進、3番、避難場所の確保と避難場所の表示板の設置、4番、災害危険箇所に対する措置としてハザードマップの作成、5番、住宅用火災警報機普及の取り組みについて、6番、住宅用火災警報機設置の助成策について。

2番ですが、利根町都市計画マスタープランの改正作業でございます。

この改正に当たり町の基本方針の位置づけとして土地利用と企業立地、土地需要対策をお尋ねいたします。基本構想の見直しに当たり土地利用構想においても、若草大橋の開通

に伴い見直しが必要である、このように述べています。さらに、主要地方道美浦栄線バイパス沿線に新しい産業促進エリアを設ける、この美浦栄線のインパクトを活用し、各種産業が複合的に組み合わせられた新しい産業の展開を図る、このように記載してあります。残念なことには、若草大橋の交通量につきましては、これは2006年度は1日平均740台です。この数字は県道路公社の資料です。現在の交通量にも大差はないと思います。工事が進まない理由につきましては用地買収が難航していると考えられますが、構想実現に対する井原町長の考え方をお尋ねします。構想は単なる構想であり、将来の設計図、夢を描く構想なのかどうか、その点もあわせお尋ねします。

3番ですが、3期基本計画について。

3期基本計画は、平成20年度から平成24年度までの5年間であります。9月となり今もって計画書を町民にお知らせしていないと思います。行政として事務事業を進めるために、これで町民と協働してまちづくりを進めるのに支障がないのか、支障があるのかどうか、その二つをお尋ねします。

4番ですが、専門委員の調査研究でございますが、利根町集中改革プラン追加版のお知らせが年度当初5月9日に急遽全戸配布されました。5月23日には専門委員規則が公布、施行になった。利根町集中改革プラン追加版の内容としては、4項目で21施策を追加してあります。その中で行政経費の節減、歳入増、公共料金の見直し等が項目別に列挙してあります。利根町の財政再建を図り健全財政として持続的成長を図るためには、高度な専門性を持った専門委員の設置が必要と思います。その調査研究並びに会議出席の内容等についてお尋ねいたします。現在、専門委員は委嘱してあるかどうか、その点もあわせてお尋ねします。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えをしてみたいです。

まず最初に、災害に強いまちづくりについてということで、まず、1点目の総合防災訓練の実施についてでございますが、総合防災訓練は防災上の諸問題の把握、解決を図る目的として重要であると認識しております。また、町民の防災意識の高揚及び災害時の適切な行動を習得する絶好の機会でもあると考えております。また同時に、災害に強いまちづくりのために、災害発生時の初動活動が最も重要とも考えております。それには、町と自主防災組織、利根町消防団、利根消防署等、関係機関が日ごろより連携し強化を図らなければなりません。年内には、これらの町内の防災関係機関との会議を開催いたしまして、情報交換等を通して連携を強化したいと考えております。

次に、防災訓練の実施についてでございますが、総合防災訓練の必要性は強く感じております。しかし、現在は町内の防災組織の連携強化を推進している段階であり、今後は会

議や研修会を重ねる中で総合防災訓練の実施についても話し合っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の自主防災組織による防火まちづくりの推進についてでございますが、自主防災組織とは、地域住民がみずからの地域とみずからの命は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づき、自主的に結成された組織でございます。災害による被害を予防し、軽減するための行動を行う組織でございます。現在は、町内すべての行政区に組織され活動されております。中には、毎年、千葉県松戸防災センターで防災研修を受けるなど、積極的に活動をしている組織もございます。大変ありがたいと感謝を申し上げているところでございます。

そこで、すべての自主防災組織が災害時に機能的に活動できるような防災まちづくりを推進するには、まず、各自主防災組織のリーダーをしっかりと確保し育成することだと考えております。リーダーを中心に、各地区においてみんなが参加しやすい防災訓練を実施し、地域住民の連帯感を向上させたり、災害弱者の把握と救援体制を確立することが防災に対する意識の高揚になる、ひいては災害を最小限度に食いとめることに結びつくものと考えております。防災関係機関と連携して、リーダーの確保と育成に今後努めてまいります。

3点目の避難場所の確保と避難場所の表示板の設置についてでございます。利根町は、現在、指定避難場所として15カ所、1次避難場所として12カ所指定してございます。旧利根中学校、旧布川小学校、旧東文間小学校は、現在も避難場所になっております。これらの施設は、現在、跡地利用を検討しているところでございますが、同時に、避難場所としての機能や代替案も検討していかなければならないと考えております。避難場所につきましては、毎年「広報とね」に利根町防災マップを掲載し、町民の皆様方にお知らせをしているところでございます。しかしながら、広報による案内だけでは不十分なことも認識しております。表示板を設置いたしまして、災害発生時にはだれもが迷わず安全に避難場所に行き着くようにしたいと思っております。今すぐに設置するというわけにはいきませんが、いつ発生するかわからないというようなこともございますので、関係者と検討してまいりたいと考えます。

4点目の災害危険箇所に対する措置としてハザードマップの作成についてでございますが、今年度は利根町洪水ハザードマップを現在作成中であります。今後は、土砂災害ハザードマップと地震ハザードマップについても作成したいと考えております。これまでは危険なところは知らせないということでございましたが、私は、その逆で、知っていただいてみずから身を守っていただきたいというふうに思っております。

5点目の住宅用火災報知器普及の取り組みについてでございますが、利根町でも住宅用火災報知器の普及については、重要な課題として取り組んでおります。今年度は「広報とね」4月号と9月号に、既存住宅についても平成21年6月までに住宅用火災報知機を設置

することが義務化されたことを掲載いたしました。また、稲敷地方広域市町村圏事務組合では、現在、啓発用垂れ幕を管内の公共施設に一齐に掲示して普及促進を図っているところでございます。私も今年の夏、地区のお祭り、夏の祭りに参加をさせていただきました。その会場でPRをしてきたところでございます。しかし、まだまだ広く町内にとりか、住民の皆様方には浸透をしていない状況でございますので、今後もさらにPRを推進していきたいと考えております。

6点目の住宅用火災報知機設置の助成策についてでございますが、助成策を講じることは、警報機設置を普及推進する上で最も有効な手段かと思っております。しかしながら、まち財政の現状では非常に厳しいものがございます。ご自分の生命、財産は、まず自分が守らなければならないという認識のもとで、利根町においては全額自己負担をお願いをしているところでございます。しかしながら、おおむね65歳以上の低所得者の寝たきり老人、また、ひとり暮らしの老人等につきましては、助成策が講じられております。

次に、利根町都市計画マスタープランの主な改正作業についてということでございますが、まず、基本方針の位置づけとして土地利用と企業立地、また、土地需要対策ということですが、初めに、都市計画マスタープランの見直しを今なぜしているのかと申しますと、都市計画マスタープランは都市計画法に基づきまして市町村が作成することになっております。利根町では、この都市計画マスタープランは平成10年度に、おおむね20年後の平成23年度の目標年次に策定いたしましたので、中間年次の平成22年度が間もなく到来するというようなことでございます。また、これと同時期に策定いたしました町の第4次総合振興計画及び第3次基本計画の見直しを昨年度行いましたので、将来人口想定また土地利用など、基本構想が変更となり、目標年次を同じくする都市計画マスタープランの内容を整合する必要性が生じたことによりまして、今回、見直しに着手したものでございます。

それでは、都市計画マスタープランの改正作業でございますが、議会の議決を得て定められました建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、これは県が定める都市計画区域マスタープランでございますけれども、これに則して都市計画に関する基本的な方針を定めるものでございます。将来的な土地利用及び都市施設の基本的な方向を示しまして、住民などの地域的視点も取り入れながら、あくまで振興計画に則した計画であります。

ご質問の土地利用につきましても、将来のまちづくりをしていく上で、まずは、その課題を整理し、改善すべき点、また、活用していくべき点などを抽出した上で、今後どのようにあるべきかを地域性や、また、住宅地等とのバランスを考慮しながら、調和のとれた適切な土地利用を進めていくという方向性を示していくのがこのプランでございます。このプランに企業立地を云々という位置づけをするのではなく、どのような土地利用を図っていくかということになるかと思っております。それから、土地需要対策ということで問われて

いますけれども、これは企業誘致を指しているのかと思いますけれども、土地需要対策というような文言、表現を入れていくというようなプランではないというふうに考えております。いずれにいたしましても、今、見直し作業を行っている最中でございますので、今後開催していきます地区分科会、また、まちづくり協議会等の中で皆様方のご意見を集約しながら、この都市計画マスタープラン策定に当たっていくことになるかと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

また、冒頭に申し上げましたけれども、議員、もし不動産業をやっているのであれば、この問題は、今後、私、ご答弁はしかねますので、ひとつこの土地需要について、これについては答弁しかねますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

3番目のご質問の3期基本計画の公表もなく事務事業に支障があるのではないかとというようなことですが、第3期基本計画の策定に合わせて行った第4次総合振興計画基本構想の一部改正については、本年5月に概要版を町内各戸に配布してお知らせをいたしました。第3期基本計画の印刷製本及び公表につきましては、計画書の文書作成、また、校正や内容の確認などの作業に考えていた以上に時間がかかりまして、大変遅くなったことで、大変申しわけないというふうに思っております。現在、すべての準備作業が終了いたしましたので、印刷製本の発注をしたところでございます。でき上がりましたら、町ホームページなどを活用いたしまして公表していきたいと考えております。

また、3期基本計画の概要版につきましては、庁内で策定をして早急に配布したいと思っております。

また、計画書の公表がされていないことから事務事業に差し障りがあるのではとのご心配ですが、第3期基本計画の策定作業の中で各課の第3期基本計画事業計画調書により町が取り組む事業を整理いたしまして、これを事業評価のかわりに活用いたしました。この計画調書は第3期基本計画の行う施策の基本資料としているほか、毎年見直しをしています主要事業の5カ年事業計画調書として活用しております。これらの計画調書を活用して平成20年度当初予算の編成を行って事務事業の実施に反映させているので、支障はないかと考えます。

次に、最後といいますか、4番目の専門委員についてでございますが、現在、本年7月1日で1名の専門委員を委嘱しております。この専門委員の方には、今取り組んでおります都市計画マスタープランの見直しについて専門的な立場から必要な助言等をいただくためお願いしているところでございます。これまで、この専門委員の方には、地区分科会など、ご協力をいただく住民の方を対象とするまちづくり勉強会の開催を提案していただき、これからのまちづくりというテーマで講演をしていただいております。

そこで今回のご質問でございますが、調査研究について本町が財政再建を行い持続的に町民本位の行政運営を行っていくには、経常経費など、歳出の見直しを初めとする行政経費の一層の削減を図るとともに、安定した税収の確保を初めとする収入の確保が必要であ

ると考えております。これを行うために専門委員を新たに設置し、歳入の確保策や支出の削減策など、調査研究を行っていくことは、私も、議員同様、大切なことであるというふうに思っております。しかしながら、本町におきましては今取り組まなければならないことは、町民の皆様方にお知らせをさせていただきます集中改革プランの施策を着実に進めていくことであると考えております。ご提案をいただきました専門委員の設置につきましては、今後の課題というふうにしていきたいと考えます。

失礼いたしました。さっき平成23年と申したかと思うんですが、平成32年の誤りでございます。おわびして訂正申し上げます。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君。

10番（五十嵐辰雄君） それでは、2回目の質問をいたします。

順を追って今2回目の質問をいたしますので、まず、災害に強いまちづくりですが、総合防災訓練の実施ですが、利根町では一度、総合防災訓練を実施したことがありますが、それ以降こういった大規模な総合防災訓練は実施しておりません。現町長は、自主防災組織を活用して防災訓練を実施すると、そのような方向転換をされました。台風とか集中豪雨等の風水害に対しては予知をして対策を立てることができますが、地震については予知は今のところ不可能です。近年の大規模地震による災害の発生については、岩手・宮城内陸地震、岩手北部地震等により甚大なる災害が発生しております。大規模地震は時、時間、場所に関係なく突然発生いたします。災害発生に対しては迅速かつ的確に対応をすることです。それには、日ごろから実践的な訓練を行い、防災活動に必要な行動知識を身につけておくことが必要です。総合防災訓練ができなければ、消防団、広域消防を中心となり住民参加型の防災訓練を実施してはと思います。この場合は、そう経費はかからないと思います。防災訓練を行う場所については住民が参加しやすい場所を、利根川の河川敷にこだわる必要はないと思います。どうしても大規模な訓練は利根川の河川敷を想定しますが、もっと場所を変えて、何カ所かに分けまして防災訓練を各地区ごとにやることも可能と思います。

そこで、これに関連しまして、現在、役場で保存してある防災備品、それから、防災の備蓄食糧について、その保管状況については、担当課では定期的に点検をしているかどうかですが、それから、特に備蓄食糧につきましては賞味期限、それについても適宜点検はしているかどうかですね。今、消費者問題で大分賞味期限がやかましく問われています。やっぱり防災については、いつ何どき必要があるかわからないので、担当課としては多分定期的に点検はしていると思いますが、その点を、これは担当課長にお伺いします。

それから、自主防災でございますが、37区に自主防災組織が形成されますが、その中で町長が昨年度から熱を入れております自主防災組織の防災訓練、これにつきまして平成19年度から平成20年度の現在まで、37自治区の中で自主防災組織の防災訓練の状況について、もしおわかりでしたらお答えください。

それから、避難場所につきましては、この利根町の災害対策編と震災対策編の2冊に細かに書いてありますが、避難場所の案内板というのがいまだ設置してありません。緊急時には、どこに避難していいかとまどうものでございます。町の中に避難場所の設置があれば、日ごろ地域住民は、ここにあるのかと、そういう気持ちで目に触れる機会がありますので、こういうのも予算は別にして、避難場所の設置についている看板は、そう費用かかりませんので、できるだけ早く設置をお願いします。

それから、災害危険箇所に対するハザードマップの作成ですが、今ご答弁いただきましたように平成20年度予算で、これは防災費の中で25万8,000円の予算措置がしてあります。その中で、これ、委託費でございますので、今、町の方では作成中と、そういう答弁いただきました。私は、これまで消防防災体制の整備につきまして、継続して町当局に要請をしまいいりました。洪水ハザードマップは間もなくでき上がると伺っておりますが、次に、今、町の方では、地震と災害と二つのそういった資料をつくると伺っておりますが、これは消防白書で指摘してあるように、旧傾斜地崩壊危険箇所、それから、地すべり防止危険箇所、そういったのがたくさんありますので、全国各地で災害発生されます。利根町でも、いつどこで発生するかということとはわかりませんが、今、確かに先月は集中豪雨、各地で1時間に100ミリ以上という記録を見ない猛烈なゲリラ的な豪雨が発生しております。そのためにも、災害ハザードマップをなるべく早く作成して住民に周知させる必要があります。その作成する時期について伺います。

それから、住宅用火災警報機、これは、私は、住宅用火災報知機というふうに通告しましたけれども、今度の住宅防火対策としましては住宅用火災警報機と、このように広報紙とか垂れ幕では周知してあります。ですから、住宅用火災警報機というふうに質問させていただきます。

住宅用火災警報機につきましては、新築住宅については平成18年6月1日から義務づけられました。既存住宅については、各市町村条例で定める日から住宅用火災警報機の設置が義務づけられました。利根町では、平成21年6月1日から義務化されました。これは稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部の条例が適用されております。今、答弁ですと、垂れ幕とか広報紙等で周知をしておりますが、それだけではなかなか住民の方は関心が薄いわけでございます。ですから、普及についても限界がありますので、できれば区長会や自主防災組織並びに消防団等をお願いして、普及に努めるようお願いいたします。その予定があるかどうかお尋ねします。

それから、住宅用火災警報機設置の助成でございますが、町としては全額自己負担が原則だそうですが、65歳以上の方、そして、寝たきりの方、それについては助成策がありますという答弁でございますが、その助成策の内容でございますが、それをお答えください。

余り消防白書ばかり出しますと、利根町には該当がないというようなわけでもないんですが、平成19年度の消防白書、その中で災害の現状と課題について、このように述べてお

ります。これ、消防白書は毎年12月下旬に発行ですから、19年度の白書について申し上げます。この中で平成18年度中の住宅火災による死者は、全国でございますが、1,403人です。この中で自殺未遂と申しますか、そういった方の自殺関係の死者が216人です。そうしますと、本当の住宅火災による死者は1,187人あります。このうち65歳以上の高齢者は688人で過半数を超えています。利根町も今後の高齢化の中にあつて、この住宅火災に対する犠牲者がないとは言えませんです。

この消防法の改正でございますが、平成16年6月に消防法を改正しまして、従来は個人の自助努力と考えられました住宅防火対策を抜本的に見直し、すべての住宅に住宅用火災警報機の設置維持を義務づける、この法制度が導入されました。新築住宅については既に平成18年6月1日から、そして、既存住宅は市町村条例ですが、21年6月1日から利根町は適用されます。どうしても高齢者の方に犠牲者が多いと、そして、やっぱり利根町でも65歳以上の世帯で低所得者に対しては火災報知機の導入費の全額補助を、ぜひとも実施されますことをお願いします。条例と法律がありますので、各家庭でも来年の6月1日現在、全部報知器を設置する義務があるんです。ですから、つけなくてはなりませんので、そのPRには全力をお願いしたいと思います。

それから、きょうは各議員から、一般質問で都市計画マスタープランについて大分質問が集中しております。人事異動の件についてちょっと触れますと、人事異動というのは一般的に役場の場合では4月とか10月、年2回が一般的な人事異動の時期でございますが、人事については町長の権限でございますので、特に、ことし4月から人事異動が少なくありません。やっぱりこれでは、例えば4月に辞令をもらって仕事に着手して、途中で5月とか8月に人事異動あったんでは、せっかくその課において職員が腰を据えて1年頑張ろうと、そういう気持ちがあつても、時々人事異動で、あの課へどうの、この課へどうのと、これでは職員も、本当に熱を入れて利根町のために頑張つて汗を流そうという気が、ちょっと考えられますね。これについては別に答弁じゃなくて、そういう感じを申し上げました。

それから、利根町都市計画マスタープランの見直しする部分でございますが、どうも旧利根中跡地の活性化、高度利用、町の生命線と、何か旧利根中跡地のついでマスタープランの見直しとか、それから、用途地域の変更とか、それに何か大分集中的に質問とか答弁がありますけれども、利根中学区、旧利根中と申しますか、統合するときに既に用途地域のことを検討をしてもいいと思つたんですね。用途地域の変更とかなんかということが議題に上がったのは、この3月、6月議会からと思います。役場の事務当局では旧利根中跡地はどういう用途にあつたのか、これは事務当局では十分に承知していると思います。ですから、エネルギーをむだに費やさなくても、用途地域のことをしっかりと認識しておけば余分なエネルギーを使わなくても済んだと、そういう感じもします。

先ほど町長から話があつたけれども、私は不動産業はやっておりません。私は、主任者

登録はしてありますけれども、不動産業の免許は失効しまして現在は免許はありません。ですから、不動産業は営んでおりませんことを申し添えます。

町長の考えですと、旧利根中の跡地の用途変更、それ以外にも、高度利用を図るためには旧利根中以外の用途変更の考えはあるかどうか、その点もあわせてお尋ねします。

高度利用という表現は、非常に高度な、政策的な、抽象的な表現です、高度利用。確かに都市計画法では用途地域は12ありますね。住宅、それに、商業、工業とね。ですから、幅広い用途がありますね。都市計画の中で区域区分というのがあります。その中に用途地域がございます。用途地域というのは、これは都市計画法で定められておりますが、建物をつくるのは、これは建築基準法です。用途地域に建築可能なものかどうか、それが建築基準法でございますので、土地の高度利用を図るには建物を建てるのが条件と思うんですね。ですから、町長に、用途地域に対する変更、見直しをもっと具体的に踏み込んだ、利根町の活性化にはこれが必要だと、そういう踏み込んだ政策提言を議会でお願ひしたいと思うんです。ただ抽象的に高度利用、生命線ですとか、税収確保とかなんかありますけれども、やはり長というのは利根町の執行権でございますので、利根町の土地利用はこうですと、それで、はっきり政策提言を議会で言明していただければ、町長に対する信頼も、もう少しアップすると思うんですよ。今、新聞でもテレビでも、世論調査、大分先行しますけれども、利根町あたりの1万8,000人くらいの人口規模では世論調査は別問題で、やっぱり井原町長の政策提言を議会でお願ひしようなどと、町民とか議員がトラブルを起こすとかなんかというのは別問題で、しっかりしたリーダーシップを果たしてもらえれば、もっと井原町長の株が今以上に上がると思うんです。こういう先真っ暗な場合には、将来の展望が開けません。ひとつ明るい展望の持てるような町政運営を期待しております。

それから、2回目の最後でございますが、専門委員でございますが、これは7月1日に委嘱したと、それで、都市計画マスタープランを専門にお願ひしたいということですが、これについて専門委員のお名前などは公表することは支障があるのかどうか、もし支障がなければ、どういう方かどうか、専門委員のお名前をお答え願ひしたいんですけれども。

以上2回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えをしていきたいと思ひます。まず、総合防災訓練についてでございますけれども、総合防災訓練のその前に、私、自主防災会議等の組織、今までの消防団とか、関係機関とか、そういうのの組織の強化をまず図りたいなというふうに思っております。町の地域というか、地区の実情にあった理解、お互いに深めていただくためには、特にまず、弱者の把握とか救助方法など、細部にわたっての参加者全員の統一された体制によって、体制づくりといひますが、そういうことを先にやっていきたいというふうに思っております。

それから、自主防災組織でいろいろ活躍されているところはということなんですけれども、偏った話で、ほかにもあるかもわかりませんが、私の認識しているのは利根町ニュータウンです。というのは、これ、私、来てくれというようなことでお話をいただきましたのでよく知っていますけれども、そのほかにつきましては、自主防災組織があることは知っていますけれども、私、声かけられていません。ただ、自主防災組織の中で各団地とも、こういった責任者がいると思うんですね。ですから、その責任者をまず集まっていたらいい会議を開いて、火災に対する、あるいは、利根町の防災に対する、そういう認識を高めていただく上では、やはり一堂に会した中での会議というのは必要だろうというふうに考えておるところでございます。

それから、ハザードマップの件につきましてなんですが、時期等について細かい点については、課長から答弁あるかと思えますけれども、やはりこれは作成しないことには利用できない活用できないということもございますので、まずは作成することから始めたいというふうに思っております。

それから、住宅用火災警報機の関心を高めるためにはどうしたらいいかというようなことでございますけれども、確かに価格の問題等も含めて、まだまだ認識が低いというのは、私も十分認識しております。ですから、そのためにも各自主防災組織の担当者などの会議を開いて、その中で住民に徹底させていただく方法が一番いいのかなというふうに考えておるところでございます。

65歳以上、寝たきり者等の助成策の細かい内容については、課長から答弁をさせます。

それから、都市マスの件でございますけれども、今確かに旧利根中の跡地に質問等が集中しておりますけれども、私は、千葉竜ヶ崎線の沿線上の土地利用を高めたいというふうに思っております。現在、商業地域といいますが、それに指定されているのが、旧布川の中宿、あそこの付近と、常陽銀行の付近と、もう一つは、フレッシュタウンの今はもう大分さびれておりますけれども、とねっ子公園前の一部の商業地域、それから、ちょっと大きいのはニュータウンの今駐車場に利用されている土地と、その次に、利用というか用途が高いのは、この役場の敷地かと思えます。これはたしか第2種住居になっているかと思えます。そのほか、ちょっとぼつぼつあるかと思うんですけれども、とにかく千葉竜ヶ崎線の沿線上ですね。これが一番、利根町にとっては今のところ大動脈ですから、やはりこの沿線について、特に五十嵐さんがお住まいになっている地区についての土地利用は高めたいかなければならないというふうなことで思っております。

不動産はやっているかやっていないかわかりませんが、看板が立っていますので、私はやっているんじゃないかというふうに認識をして、そのように申し上げたところでございます。

それから、専門委員の名前はあれなんですけれども、今ちょっと、手元に詳しい経歴がちょっと置いていないので、ちょっと時間をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 防災関係で町の防災備品の資機材の台帳なんでもございますが、台帳の方を毎年度作成しております。それで、資機材の数、それから、管理者、それと、管理場所等を管理しております。今、主なところをいいますと、ブルーシートですと総務課で役場の倉庫内に1,000枚とか、備蓄毛布につきましては、福祉センターに660枚、太子堂小に540枚、それから、アルファ米が今年度1,900食購入しますと全部で7,000食、それで、最初に購入しましたのが平成16年の11月でございますので、これは消費期限が5年になりますので、21年度には、これについては消費期限が過ぎるということで、やはり廃棄処分なり、また、自主防災組織等での防災訓練の際に期限前に使ってもらおうとか、そういった処分の仕方をしていきたいと考えております。また、簡易トイレ、これも総務課で管理しております。現在429個、それから、簡易トイレで使用します便座、サニタクリンというものが、これが1,200枚、こちらにつきましても総務課の方で管理して、管理場所は倉庫の方になっております。そのほか、飲料水等も管理しております。これも消費期限でございますので、消費期限の切れたものは順次、今ですと、消費期限切れているんですけども、役場内で消費してもらおうような形を幾分とっているところもございます。

それから、自主防災組織の方は町長お答えになっているんですが、防災訓練どれぐらいやっているかということで、私も把握しているのでは、ニュータウンのほかに、早尾台、それから、白鷺の町の方で行っているのを把握しております。そのほかにも、恐らくやっていると思うんですけども、今の時点では個々に実施されておまして、役場の方で、なかなか、いつやっているのかなというのが把握できないもので、その辺の会議を今後ことしじゅうに、町長も、開けというような命令受けておりますので、ことしじゅうには開いて連絡調整の方を図っていきたいと考えております。

それから、火災警報機なんですけど、ことしは4月と今月の広報の方に掲載してございますが、今後、ちょっと数が足りなくて配れないんですけども、1戸1戸配布できないんですが、これをちょっとカラーとはいかないかと思うんですけど、白黒でも作成して、それで各戸に配布したりしてPRの方は今後も続けていきたいと考えております。

それから、先ほどの専門委員の方でございますが、流通経済大学法学部坂野喜隆先生でございます。役職につきましては、法学部自治行政学科専任講師でございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、住宅用火災警報機設置の助成策についてお答え申し上げます。

この事業につきましては利根町在宅老人日常生活用具給付等事業実施要項にございまして、65歳以上の寝たきり、または、ひとり暮らしの方などを対象に火災警報機等の生活用具を給付することによりまして、火災等を未然に防ぎ、また、生活の利便性を高めることを目的として事業を実施しております。給付対象品目と基準額でございますが、火災警報機につきましては基準額1万5,500円、その他、自動消火器、緊急通報装置等、5品目が対象となっております。火災警報機につきましては、65歳以上の低所得者で寝たきり、もしくは、ひとり暮らしの方が対象となります。

なお、この事業で生計中心者の前年度所得税課税額に応じて自己負担金がございますが、生活保護世帯と前年度所得税非課税世帯については自己負担はございません。なお、課税がございますと、その課税額によりまして自己負担金が、最低でも1万6,300円から自己負担が出てくるということでございます。

なお、PRにつきましては、今後、広報紙あるいはホームページ等で掲載していきたいと考えております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日9月9日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時33分散会